

構造改革特区(第6次)提案募集における構想・プロジェクト概要

(注)本概要は提案主体が記載した内容を原則そのまま転記したものです。

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-----------------------------|----------|-------------------|--|
| 1 国際物流関連 <12件> | | | |
| 北海道 | 苫小牧市 | 平水区域一体化構想 | 西港区と東港区の2つの内陸掘り込み港湾からなる苫小牧港は、昭和57年にそれぞれの港区ごとに平水区域が指定され、双方の平水区域の中間部分約6kmが沿海区域となっている。このため、ポートサービス船舶の両港区の移動には沿海区域の規制が適用され、経費の増加を招いている。近年、東港区の整備が進み、平成17年には多目的国際ターミナルの供用を開始する。また、平成14年には両港区の間にマリーナ施設が完成している。そこで、東西両港区間の平水区域を拡大し、一体化することによって、ポートサービス業務の経費が軽減され、北海道経済を牽引する中核国際港湾苫小牧港の一層の利用促進を図ることができる。 |
| 千葉県 | 千葉県 | 国際空港特区 | 平成15年4月に認定を受けた国際空港特区の目標は、アジア各国空港との厳しい競争下にある成田空港の地位を維持・強化し、成田空港周辺地域への航空物流機能の一層の集積を図ることにより、日本経済の国際競争力を高め、地域経済の活性化を図ることです。 そのため、この特区における規制の特例措置は、航空フォワードナーなどの物流関連事業者が行なう業務の迅速化・効率化を図るために適用しています。 今回の提案は、規制の特例措置を新たに追加することで物流関連事業者等への支援を強化し、地域の立地優位性を高めることで特区が目指す物流機能の一大集積地の実現を加速させようとするものです。 |
| 東京都 | 東京都 | 国際港湾特区 | アジア諸港が中継機能を増大させながら、サービス水準の向上・コスト低減を図っていく一方で、東京港を含む我が国港湾の競争力は低下してきており、大型コンテナ船の寄港頻度の減少が懸念されている。 「国際港湾特区」の設置によって、港湾通過時間の短縮などサービス水準の一定の向上が図られているが、さらに、「習熟した船長に対する水先人の乗船義務の緩和」や「外航コンテナ船による国内輸送を認める特例措置」など規制の特例を拡充し、より一層のサービス向上、コストの低減を図ることで、東京港、ひいては我が国の港湾全体の国際競争力を強化していく。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 国際物流特区 | 地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。 横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。 |
| 愛知県 | 名古屋港管理組合 | 名古屋港産業ハブ特区計画 | 名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きく寄与している。名古屋港産業ハブ特区計画は、「名古屋港の戦略的な活用による中部地域ものづくり産業の持続的な発展」を目標として、「名古屋港全域における物流機能の高度化」「ロジスティクスハブの形成」「基盤産業ハブの形成」の3つの事業展開を推進している。こうした中、急増する海上コンテナ貨物の港湾内(陸域)輸送における「自動車の回転灯装備と公道走行の柔軟化」、輸出入自動車の回送運行における「仮ナンバー表示の柔軟化拡大」により、リードタイム短縮・コスト削減を通じて物流の更なる効率化をめざす。 |
| 山口県 | 下関市 | 下関市・東アジアロジスティック特区 | 今回の6次提案として、港湾におけるコスト面での競争環境を整え、下関港の特徴を活かした事業展開を図る民間の自由な活動を支援するため、強制水先の必要な船舶の見直しについては、外国籍船長(外国人船長)の航海実績の回数を日本籍船長の6回に対し数倍の50回とし、合わせてAIS、ARPA、SMC等を備えた船舶のみとした。コミュニケーション問題は、世界共通語の英語が最も有効であり、十分であると考える。 |
| 福岡県 | 北九州市 | 北九州市国際物流特区 | アジアに近いという地理的優位性、充実した社会基盤等の北九州市の特色や響灘地区の大水深港湾の整備等の既存プロジェクトに規制緩和を加え、北九州市のポテンシャルを顕在化することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指し、地域経済の活性化を行うもの。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-----------------|--------------------------------------|-------------------------|--|
| 福岡県 | 福岡県、福岡市 | 福岡アジアビジネス特区 | アジアビジネスをめざす国内外企業の立地を促進し、福岡流通業務団地の活性化、ひいては福岡地域の流通業をはじめとする産業振興を図るため、流通業務団地の「公益的施設」区域において流通業務市街地の整備に関する法律第2条第6項の趣旨に基づいて都市計画法上の建築物の許可ができるようにするとともに、流通業務施設及び必要な施設を立地できるようにする。 |
| 長崎県 | 対馬市 | 「国境特区自由貿易地域対馬地区」プロジェクト | 21世紀の日本の外交、貿易は、過去における対しむきのそれで推移するのではなく、アジアに目を向けた交流が絶対不可欠であることは周知の事実です。鎖国の時代対外的に門戸が開かれていた沖縄と対馬の歴史的意義が再認識されることは、決して奇異なことではないと言えます。朝鮮通信使が日本に訪れた際、多くの文化や人が「対馬」を通して日本本土にもたらされたことは、歴史が証明しているところです。そこで、「国境の島・対馬」の歴史的、地理的意義にたつて、対馬を「自由貿易地域」に指定をうけ、日本とアジアを結ぶ物流の基地として雇用の場の創出を図り、島の活性化に繋げたいと考えています。 |
| 茨城県、栃木県、群馬県 | 茨城県、栃木県、群馬県 | 広域連携物流特区 | ・港湾と高速道路を中心とした競争力の高い物流拠点や物流ネットワークの整備を進めるために、インランドデポにおける通関の臨時開庁手数料の軽減は必要不可欠である。内陸部に位置する企業において、身近なインランドデポを活用することで、経済的・時間的なメリットを享受できるようになれば、北関東地域全体の物流の活性化・効率化が図られる。 |
| 愛媛県、東京都 | 今治市、社団法人日本船主協会 | わが国航商船の第二船籍制度創設 | 日本籍外航商船に対するいわゆる日本人船員配乗要件の改廃、および、外国人船員の海技資格承認試験制度の抜本的見直し等、関連資格の取得手続の簡便化等を図る。 |
| 兵庫県 | 有限会社 フューチャーフィッシュ、社団法人 中国地域ニュービジネス協議会 | 「たら」の輸入割当申請数量の緩和 | 「たら」の輸入割当申請数量の緩和 |
| 2 産学連携関連 | | | <4件> |
| 埼玉県 | 埼玉県 | 彩の国産業人材育成事業(渋沢栄一実学特区構想) | 実務に関する高度な専門知識を持った若年の産業人材を育成し、継続的に輩出するために、県内の県立高校に設置されている専攻科と県内大学との連携強化を図る。 専攻科の生徒は、実学の習得に対する意欲が高く、専門資格を取得して、さらに大学への進学を希望し、高度な知識を身につけようとする者もいるが、現行の学校教育法は専攻科修了生の大学への編入を認めていない。そこで、専修学校の専門課程と同程度の教育を行っている専攻科の生徒の県内大学への編入学の道を開くため、今回は深谷商業高校情報会計専攻科を対象に学校教育法第82条の10及び施行規則第77条の8の特例を認める特区を申請し、有為な産業人材の育成を図る。 |
| 東京都 | 足立区 | 文化産業・芸術新都心構想 | 千住地区には、劇場や黒澤明映像スタジオなど、文化産業・芸術拠点施設が急ピッチで整備されつつある。また、同地区にある廃校となった学校校舎を改修・増築し無償貸与することで、区内初の高等教育機関である東京芸術大学を誘致する。区では、区民やNPO、企業などと協働して、集積させた文化産業・芸術のコンテンツの連携・融合を促進するためのプラットフォームの形成を支援していく。このことにより、新たな産業の創出、起業の促進等、地域経済の活性化を図る。また、東京芸術大学の持つ人的リソースを活用した協働・連携による市民講座や音楽教室などの開催を通じ、千住を全国に名だたる文化の発信拠点としていく。 |
| 兵庫県 | 兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町 | 先端光科学技術特区構想 | 世界最大の大規模放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、外国人研究者の受入促進等により、研究開発成果の実用化や人材の集積を強化し、新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。我が国科学技術力の粋を集めたSPring-8は、大学等の先端的研究機関の利用による科学技術分野の基礎的研究に貢献することが重要な使命であり、国内外の先進的研究機関や海外も含めた優れた研究人材の集積を図り、研究成果を事業化につなげていくため、次の措置を提案する。 短期滞在査証の発給手続きの簡素化及び審査期間の短縮 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|------------------|-----------------------------------|---------------------------|---|
| 大分県 | 大分県 | 外国人高度実践技術者養成構想 | 外国人高度実践技術者を養成するため、現行の外国人研修・技能実習制度終了後、優秀な人材を大分県立工科短期大学校で2年間の研修を行い、研修終了後さらに県内企業のものづくり現場で2年間の技能実習(在留資格・特定活動)を認める特例を提案する。 |
| 3 産業活性化関連 | | | < 48件 > |
| 北海道 | 滝上町 | 道路状況に応じた自動車制限速度の規制緩和について | 提案主体 北海道滝上町 提案主体分類 市町村のみ提案 構想の範囲 滝上町内の国道273号の一部 提案の概要 道路環境に応じた自動車制限速度の規制緩和について国道273号、浮島トンネル・滝上橋間34.8kmの自動車制限速度の規制を緩和し、時速70km走行を可能にすることを提案したい。これにより、高規格幹線道路への接続の利便性が更に向上され、旭川・札幌方面へのアクセスの向上が図られ、観光振興・物流促進等の経済振興及び国道273号の利用促進が図られる。 |
| 北海道 | 上ノ国町・江差町・乙部町・熊石町・大成町・奥尻町・北檜山町・瀬棚町 | 海洋由来有機物による再資源化プロジェクト | 前浜の「磯焼け現象」などを解消するため、海洋由来有機物(魚の粗など)を海中に投与することにより、食物連鎖を促進し昆布・ホンダワラなどの海藻を繁茂させ、魚介類の増殖を図る。そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」により規制されている動植物性残さの海中投与の規制緩和を求める。これにより、海から獲れた物を海に帰して海を豊かにするという再資源化による資源増殖型漁業を確立し、高齢化した漁業従事者が働き続ける環境を構築する。 |
| 北海道 | 稚内市、稚内新エネルギー開発株式会社(仮称)、民間企業(4社) | 稚内てっぺんプロジェクト | 平成17年4月設立予定の会社により平成18年10月までに、稚内市の特定区域で仮称稚内新エネルギー開発株式会社が、稚内市に隣在するバイオマスエネルギーと風力エネルギー及び将来、来るであろう天然ガスを利用し、地域再生の一環とした目的として 地産地消とした自立エネルギー供給体制の確立 地域資源を最大限に活用し、地域経済の活性化地域振興 規制緩和による新たな産業の創出、地域経済の活性化 新エネルギーを利用する事による地球温暖化防止への貢献をはかる。 |
| 茨城県 | 茨城県 | つくば・東海・日立知の特区 | 高圧ガス保安法に基づく手続きについて、試験研究機関が行う場合に簡素化を図ること。 |
| 埼玉県 | 埼玉県 | 彩の国映像コンテンツ産業振興特区構想 | 本県では、彩の国ビジュアルプラザを整備するなど映像コンテンツ産業の振興に取り組んでいるが、ハード面の整備等とともに多様な上映場所の確保と運営母体の育成が不可欠である。そこで、今回取り組む彩の国コミュニティムービー振興事業において、県が認めた団体が上映会など映像コンテンツ産業の振興に資する催しを行う場合に限り、社会教育法第22条第6号、第23条第1項第1号の規定を適用しないことにより、公民館で収益事業を行うことができることとし、これにより多様な上映会場の確保と運営団体の育成を図り映像コンテンツ産業の振興を図るものである。 |
| 埼玉県 | 川口市、(協)川口鋳物海研会 | 外国人技能実習生に対する社会保険等一部適用除外構想 | 外国人研修生は、来日2年目からは技能実習生として企業との就労関係が生じ、社会保険・労働保険への加入が義務付けられる。しかしながら、短期間には雇用主、実習生の保険料負担が大きく、本特区において社会保険等の一部適用を除外して負担を軽減し、外国人研修生の受入れ事業の円滑化を図るものである。具体的には、現在実施している次の ~ の措置により、外国人技能実習生に対する社会保険等の適用除外を認めてもらうものである。 年金に代えて技能実習生総合保険への加入 雇用保険に代えて企業側から補償金の預託、 労災保険は加入し、医療保険については、実習生の待遇の一律化を図ることから、国民健康保険への加入。 |
| 千葉県 | 千葉県 | 京葉臨海コンビナート活性化特区 | 4つの石油・石油化学コンビナートがある京葉臨海コンビナートは、本県工業の中核地域であるが、近年、設備投資の低下が顕著で、将来、地域産業の競争力低下が懸念される。企業の国際競争力の強化を図るためには、生産・物流・研究活動などの面で企業の合理的な活動に影響を与えている各種規制を見直し、「京葉臨海コンビナート活性化特区」を拡充する必要があり、以下の2つを提案する。 第一種圧力容器の検査方法の変更(8年ごとの開放検査、4年連続運転後の代替検査の実施) コンビナートの装置運転業務における派遣期間の撤廃 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|------------|--|--|
| 東京都 | 文京区 | 少数私募債特区 | 現行法上、有限会社については、社債の発行が許されていない。企業の資金需要は株式会社と有限会社においても変わるところがなく、会社及び社長の信用力のみを元手に、健全なビジョンと資金計画を持って、直接社債権者を募集し、資金調達を図ることができるような有望な企業には、社債という形での資金調達の機会を提供し、利息の補助をするなど、応援していきたい。このため、本区は、有限会社について、本区で支援している「少数私募債」に限り、社債の発行を許容する特区を提案するものである。(「少数私募債」とは、会社が発行する普通社債で、50人未満の縁故者に勧誘し発行したものであり、発行総額が1億円未満のもの。) |
| 東京都 | 足立区 | 足立区新東京タワー構想 | 公園管理者が占用の許可を与えることができる工作物その他の物件又は施設については、都市公園法第7条ならびに同施行令第12条に、電柱、電線、変圧塔、水道管、下水道管、ガス管などが制限列挙の形で掲げられている。 災害時にも有効な移動体通信を可能とする地上デジタル放送は、今後ますます公共性が高まるのは確実である。 そこで、都市公園内への地上デジタル放送用電波塔、展望室および付帯施設が都市公園内の占用許可の対象となるよう規制緩和を要望する。 |
| 新潟県 | 新井市 | 水道監督資格要件の緩和 | 水道技術者による布設工事の監督資格要件のうち、小規模事業者で他の国家資格等合格者には年数要件を緩和する。 |
| 長野県 | 下諏訪町 | 働きやすい環境づくり特区 | 労働基準法及び関係通達により、1日若しくは半日単位での付与が定められている民間事業所の年次有給休暇制度について、1時間単位での付与を可能にする。この結果、年次有給休暇の利便性が高まって取得が容易になることで、家庭生活の充実や地域社会活動への参加促進の一助となり、喫緊の課題である少子高齢化に対応する活力ある豊かな地域社会の創造につながる。また、労働者が職業生活以外の部分でも積極的に活動できることで職場においてもメリハリのある勤務態度が醸成され労働生産性の向上が期待でき、企業も従業員の地域活動参加の促進という観点から豊かな地域社会の形成へ貢献する効果が期待できるもので、労使双方にとり有意義である。 |
| 静岡県 | 掛川市 | 農村工業早期着手特区 | 掛川市における新エコポリス工業団地実施計画は、当市が国からの自立を目的とした自主財源確保施策のひとつであり、また新たな雇用の創出と地域経済の活性化を図るものでもあるため、当該法令における農村地域要件(人口、人口増加率または第2次産業就業者比率)に対し、市町村台併による新市人口認定要件の緩和若しくは経過措置について提案するものです。 |
| 静岡県 | 静岡県 | ベンチャー支援財団等投資特区構想 | 創業期や従来と異なる新分野に進出しようとするベンチャー企業においては、物的・人的担保力や事業の信用力が弱いことなどから、十分な資金の調達ができない場合が多い。これら企業に安定的かつ安全な資金を供給することにより、新技術・新製品の研究開発及びその成果の事業化を支援するために、公益法人による株式引き受けによる資金支援(直接的な投資)が有効である。 公益法人が株式を保有することは、法律に規定されている場合などを除き原則認められていないことから、ベンチャー企業の育成・支援を目的とする公益法人による株式の保有を県下全域において認めることを提案する。 |
| 京都府 | 京丹後市 | 市町村の参加又は民間資金の募集・投入による広域幹線道路整備等公共事業の自立的促進構想 | 国・府が整備する広域道路建設等の公共事業については、地方財政法により市町村にその整備費用を負担させてはならないこととされているが、これを緩和し、市町村や民間が望む場合は市町村の財源又は民間資金を広域的な公共事業に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる公共事業の工期短縮、早期完成をめざし、市域の振興・発展を図る。 |
| 大阪府 | 大阪産業大学、大東市 | 外国人留学生ベンチャー企業設立支援特区 | 外国人留学生が大学・大学院に在籍する間や卒業する時において、ベンチャー企業を設立・運営する場合の在留資格の活動要件や取得要件を規制緩和し、邦人同様に投資・経営ができるよう、そのチャンスを拡充させる。 このことにより、産学官連携の推進による技術革新や多様な産業を促す地域独自の取組みとの相乗効果により、製造業を中心とした地域産業の高度化と新産業分野の創出を目指す。 |
| 兵庫県 | 兵庫県 | あまがさき地域緑化構想 | 兵庫県では、環境と産業が共生するまちづくりを目指し、尼崎臨海地域において「尼崎21世紀の森づくり」を進めており、県、尼崎市、市民、事業者等がそれぞれの役割分担のもとで主体的に緑化に取り組みながら魅力と活力ある環境共生型のまちづくりを進めている。 この地域における工場地域の緑化を進めるにあたっては、個々の工場の緑地という観点だけではなく、地域全体での緑地という観点に立ち、工場立地法における工業集落地特別要件等の緩和により、「飛び緑地」等認め、工場の設備更新を促し、環境と調和した活力ある地域として再生する。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------|--|----------------------|---|
| 岡山県 | 岡山県、勝山町、久世町 | 「地産地消型のE3ガソリン」社会実験事業 | 「岡山グリーンバイオ・プロジェクト」推進の一環として産業・環境政策から化石燃料の代替となるバイオエタノールの生産技術の開発、生産、利用等需給両面に亘る社会実験を行うこととし、木質バイオマスから生産されたエタノールをガソリンと混和して自動車燃料に利用する、「地産地消型のE3ガソリン」の普及を進めることとしている。揮発油税の2重課税回避のための手続きの簡素化やE3製造の規制緩和等により、製造・流通コストの低減を図りながら地球環境に優しいバイオマス・エネルギーを地域内で活用しやすくする地方版の仕組みを構築することが不可欠となっている。 |
| 愛媛県 | 愛媛県 | 愛媛県公共施設木材利用推進構想 | 愛媛県では、スギ・ヒノキ等の人工林が森林面積の62%、22万ヘクタールにも達し、森林資源は充実してきているが、林業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷等、厳しい環境条件にあり、このまま推移すれば、多くの森林が放置され、環境に優しい循環資源である木材利用促進に支障をきたすこととなる。 このような中、公共施設の木造化は、施策推進の指導的立場にある県・市町村が、自ら地域のシンボリックな公共施設を木造化することにより、多くの県民に木材の良さが見直され、県産材の需要拡大が期待される。 |
| 愛媛県 | 今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村、上島町 | 造船集積地工場機能強化特区 | 今治圏域は、日本有数の海事産業の集積地である。海事都市構想推進事業により、海運、造船業を中心とする海事産業によるまちづくりを目指し、工場立地法の準則緩和、外国人研修生受入期間延長による人材育成事業により、国際競争力を高め、地域産業の活性化につなげる。 |
| 長崎県 | 対馬市 | 「国定公園開発特区」プロジェクト | 対馬市は平成16年3月1日、旧6町が合併して誕生した。対馬の経済は非常に疲弊し、対馬市の財政は逼迫している現状である。しかし行政は継続的なものであり、住民とともに日々前進を余儀なくされている。そんな中、「歴史海道都市・対馬」として交流人口の増加を目標に過去からの深い交流の歴史を背景として韓国釜山400万、更には、近年は韓国新幹線の開通によるソウル市民をもターゲットに入れた「ゴルフ場」の建設が必須であると考え、その距離50KMの「対馬」、規制緩和による風光明媚なしかも無公害の「ゴルフ場」の建設による交流人口の拡大に繋げたい。 |
| 大分県 | 日田市 | 大規模特殊建築物木材活用活性化事業 | 本市では、豊富な森林資源を基盤に林業をはじめ木工家具や木製品など木材関連産業が基幹産業として発展してきたおり、今回、地域特性を考慮し木材をふんだんに活用した総合文化施設の建設を計画している。 しかし、現行法規において、劇場等大規模な特殊建築物については、木材使用の規制が厳しく事実上ほとんどの箇所において木材の使用ができない状況となっています。そのため、避難安全検証法等の規制を緩和することにより、より多くの木材が活用できるよう計画していくものです。 |
| 沖縄県 | 沖縄県名護市 | 金融テクノロジー開発特区 | 名護市は沖縄振興特別措置法に基づき金融業務特別地区の指定を受け、金融関連業務の集積を進めている。集積にあたっては、地域経済の自立化のみならず、我が国経済の活性化に寄与できる業務を「金融テクノロジー開発特区」構想により導入することで、全国に先駆けた金融関連業務の実験場としての機能も併せて担っていく。具体的には企業のリスクファイナンス手法として近年益々ニーズが高まっているキャプティブ保険会社の国内での設立を可能とすべく「キャプティブ保険会社制度の創設」を提案する。 |
| 東京都、神奈川県 | 東京都、神奈川県、横浜市、川崎市 | 東京湾岸地域における経済特区 | 東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される、環境、エネルギー、先端的な研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設、拡充などを講じることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。 |
| 宮城県 | 社団法人宮城県タクシー協会仙台地区総支部 | タクシー・需給調整特区 | 平成14年の道路運送法改正以来、仙台市ではタクシーが激増し、タクシーの客待ち違法駐車による交通渋滞、空気環境汚染が社会問題となっている。また、日車営収の急激な低下によって運転手の労働条件が悪化し、事故の危険性が高まり、結果として利用者利便を低下させ、公共交通機関としての社会的責任が果たせていない。 そこで、この問題を解決する手段の一つとして、タクシー需給調整の規制を強化する「タクシー需給調整特区」を提案する。具体的には、「特別監視地域」と「緊急調整地域」の指定要件から、「実車率」及び「苦情件数」を除く、又算定基準を「法改正以前の5年間(平成9年～13年度)の平均値」とする。 |
| 宮城県 | 個人 | 道路の速度制限の上限の緩和特区 | 県内の道路交通の円滑化のため、郊外の道路で過剰な速度制限がされている区間において速度制限の上限を見直し地域の実情に即したものとできるようにする。過剰な速度制限が、渋滞を発生させ、道路というものの能力を發揮する足かせにもなっているからである。速度制限の上限の緩和により、道路の有効活用が可能となり、人、モノの移動・流通の迅速化・効率化が図られ、ひいては、地域産業の活性化が見込まれる。また、今後の高速道路の新設を縮小することも可能となるかもしれない。道路の本来的役割に立ち戻って活用する為の提案である。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|----------------|---------------------------------------|--|
| 茨城県 | 個人(2名) | ディスカバー茨城～はばたけ！ひばり～旅行業法規制緩和構想 | 茨城県西県南地域では、平成17年度のつくばエクスプレスの開通に伴い、広域連携による日帰りバスツアー“ひばりツアー”の運行を計画している(詳細は別紙資料参照)。しかし、国内の主催旅行を営む第2種旅行業の登録には、「基準資産額」は700万円以上、「営業保証金」は1,100万円を供託することが必要である。だが、地域には同金額を供託できる中小の事業者は地域では皆無に等しい。そこで旅行業法第8条(営業保証金の額等)で定めるところの第2種旅行業の営業保証金の額を半分程度でも旅行業者として登録出来るような特区を設けたい。 |
| 東京都 | 株式会社東京リーガルマインド | 士業者派遣に関する規制改革提案(社会保険労務士の派遣業計画) | 士業者の能力を最大限に活用すべく、士業者の派遣を認める。そのことにより、企業は季節的・時期的に発生する専門職業務を円滑に行え、かつ、顧問契約を行いきい中小企業にもリーガルサービスの裾野が広がります。また、行政書士においては、行政書士の業務内容である書類作成を社員に行わせていることが多く、そのような書類の中には形式的要件を十分に満たしていないものが多くあります。この業務を派遣の行政書士に任せることにより、企業のニーズのみならず、行政の効率的運営にも資するといえます。 |
| 東京都 | 個人 | 財務諸表による情報開示の充実、開示対象法人の拡大及びあらなた専門資格の創設 | 開示される企業情報は財務諸表の会計情報が中心である。人的資源などの会計情報以外の情報が不足している。そのために投資家にとって有用な情報が不足している。したがって開示対象情報を増加すべきである。財務諸表等規則の対象となり開示される法人を拡大して、共通化された会計ルールで開示されるよう求める。さらに財務諸表を作成するために新たな専門資格の創設を提案する。 |
| 長野県 | 飯山商工会議所 | 飯山商工会議所共通商品券発行計画 | 長野県飯山市では過疎化・高齢化が進んでおり、経済も衰退を辿っている。そこで飯山商工会議所が主体となり、商品券の計画を進めている。この商品券は使用期限無期限で、市内商店街等で使える共通商品券で、また、地域住民に親しまれるように地域の特色(内山紙等を使用した)のある商品券にしていく。この商品券の発行により経済の活性化を図る。この計画を実行するうえで、当所などの営利目的ではない団体では「前払式証券の規制等に関する法律」での供託金の捻出が非常に困難であり、この法律の緩和を提案する。 |
| 岐阜県 | 個人(3名)、笠松愛馬会 | 笠松・JRA連携特区構想 | 近年、中央競馬・地方競馬ともに売上減に苦しんでいます。これを解決するための一案として、岐阜県笠松競馬場に岐阜県地方競馬組合とJRA(日本中央競馬会)との連携による「笠松・JRA連携特区」構想を提案します。概要は、笠松競馬開催日に、通常の10レースに加え、JRA所属馬のみによるレースを2競争実施する。この2レースの主催者は岐阜県地方競馬組合とする。この2レースの賞金等はJRAが負担する。勝馬投票券は、全日分のレースを岐阜県競馬組合及びJRAの双方で発売できるものとする(JRAにとっては除外馬対策にもなり、両者にとって有効なものとなるはずです。) |
| 静岡県 | 個人 | 芦ノ湖「水特区」 | 河川法23条により河川の流水占用に関する権限は河川管理者が有することとなっているが、芦ノ湖に関しては過去の経緯から静岡県裾野市が水利権を有している。この水利権に関し、河川管理者と水利権者の協議により水利権調整が図れるようにする。 |
| 愛知県 | 西三河南部懇話会 | 新エネルギー特区 | 1.クリーンエネルギー自動車等導入促進対策補助金により整備したエコステーションにおける供給対象を自動車だけでなく液化天然ガス自動車、分散型天然ガス供給設備等その他の設備も対象とするよう緩和する。 2.専ら一つの建物及び柵・柵等にて明確に区分された同一敷地内の建物の消費に対する、分散型液化天然ガス供給設備及び圧縮天然ガス供給設備による天然ガス供給がガス事業法に該当しないよう緩和する。 |
| 滋賀県 | 関西日本電気株式会社 | 琵琶湖からの取水許可もしくは譲渡物件保有水利権の地位承継 | 琵琶湖からの取水許可 当社が譲渡を受けた会社が所有していた水利権の地位承継 河川基本計画策定中においても水利権許可を可能とする 5000m3を取水し、工業用水として利用した後その大部分を放水する場合、取水量と放水量の差引分を水利権の範囲とする |
| 大阪府 | 関西電力株式会社 堺港発電所 | 休止タンクに対する消防設備法定点検緩和事業 | 危険物屋外タンク貯蔵所において、危険物を完全に取り除きまたそのタンクへの危険物流入経路を遮断することで休止措置を施している屋外タンクに対しての消防設備法定点検の免除 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|--------------------------|----------------------------------|--|
| 大阪府 | 関西電力株式会社 堺港発電所 | 石油コンビナート事業所におけるオイルフェンス等備付基準の緩和事業 | 第1種事業所については事業所が海域に接しているだけでオイルフェンスならびにオイルフェンス展張船備え付けを義務付けられているが、石油を取扱う係留施設を持たず、かつ海域に接する区域がレイアウト省令に基づく「事務管理施設地区」「用役施設地区」もしくは「その他施設地区」であり、さらに流出油等防止堤が海域に接する箇所に設置されておらず危険物が海上へ流出する恐れのない第1種事業所についてのオイルフェンスならびにオイルフェンス展張船備付義務の免除 |
| 大阪府 | 株式会社 ユー・エス・ジェイ | テーマパーク特区構想(大店立地法関連) | ユニバーサルスタジオジャパンは2001年の開業以来2004年9月まで約3200万人の入場者があり、日本の代表的集客施設として当パークには大きな期待がもたれています。お客様に楽しませ、期待に応え、地域に貢献する使命を果たさなくてはなりません。お客様に愛され続けるためには、常にお客様の期待や要望に即した商品やサービスを提供することが求められます。お客様に新しい商品やサービスをタイムリーに提供するために、店舗の新設や仮設店舗でのイベント商品販売や駐車場でイベントを計画しており、テーマパーク内小売店舗の面積拡大及び駐車場の台数減少に関する大規模小売店舗立地法の8ヶ月制限の規制緩和を提案します。 |
| 大阪府 | 株式会社 ユー・エス・ジェイ | テーマパーク特区構想(フェイスペイント) | ユニバーサルスタジオ・ジャパン内において、現在は美容師法の制限により、腕へのペイントサービスのみを実施していますが、この適用例外を受けることによって、以前よりお客様からの要望の高い顔へのペイントサービスを施すことができ、お客様がパークでより高いエンターテインメント性を感じることができ、満足度を示されることに繋がります。 |
| 鳥取県 | 個人 | 境港水産加工業振興特区 | 鳥取県境港市は国内最大のベニズワイガニ水揚げを誇る水産業の町。しかし近年の漁獲減少により現在では外国より輸入したベニズワイガニを原料とした加工業が地元産業で大きな位置を占めている。2003年同港に輸入された原料は約7000トン、加工による生産額は180億円に上る。改正油濁損害賠償保障法の成立により100トン以上の船舶に対し保障契約の締結が義務付けられる。境港に入港する外国船の多くは保険未加入の状態であるため、入港禁止が実施された場合に地元産業の倒産など経済に与える影響は計り知れない。こうした事態を回避するため、境港においては保険加入義務を500トン以上に引上げる特区を申請する。 |
| 島根県 | 松江学園通り商店街振興組合、株式会社山陰合同銀行 | 松江街づくり振興(くじ～TOWN LOTO(トロ)～) | 島根県最大の商店街である「松江学園通り商店街振興組合(組合員数115)」では、従来、各種イベントの実施や商品券の販売などにより、組合の活性化と消費者との係わりに取り組んできた。近年では、松江市に隣接する地域において、県外資本の大型店が複数出店するなど、商圏が地域間競争となってきている。地元商店街としては、今後はまちづくり意識の高い地域住民と協働で、まちづくりに取り組む必要がある。そこで、人気の高い「宝くじ」を販売することにより、地元商店街と消費者との連帯意識を向上させ、また、「宝くじ」の収益を商店街のまちづくりに活用していくものである。 |
| 愛媛県 | のうみん株式会社 | 伊予柑生ジュース特区構想 | 愛媛県松山市は、日本における柑橘類主要産地の一つであり、特に伊予柑等については主産地である。果物は嗜好品として、又健康上も重要な食品であるが、近年青果としての需要は減少している。消費の多様化に対応するためには、加工処理が必要であるが、ジュース加工する際に、伊予柑等加熱殺菌による品質低下が著しい品種がみられる。そこで、産地においてシーズン中(冬期)のみ、衛生管理を徹底した上での加熱殺菌しない生搾りジュースの製造流通できる特区を提案する。(シェルフライフ72h) |
| 愛媛県 | 宇和島商工会議所 | 商工会議所における社会保険事務代行構想 | 申請主体 宇和島商工会議所。特区地区 宇和島市内の商工会議所会員。実施方法 主に小規模事業所(従業員20人以下)を対象とし社会保険労務士有資格者又は労務実務経験10年以上の職員が業務にあたる。代行内容 1.健康保険の傷病手当請求書をはじめとする各種書類の作成、手続き。2.厚生年金をはじめとする各種年金給付裁定請求書の提出。3.就業規則をはじめとする会社規定の作成。4.その他労務に関する相談、指導。組合費 従業員10人未満月額3000円 従業員10人以上20人以下 月額5000円。 |
| 高知県 | 奴田原税理士事務所、有限会社奴田原経営研究所 | 雇用増加法人に対する法人税等の軽減措置構想 | 日本一の経済後進県である高知県は、企業団地を造成して、それを安価で分譲しても、県外企業等は全く見向きもしてくれないのが現状である。そこで思い切った施策が必要である。つまり、雇用増加法人に対して、法人税等(9に掲げる税目とする)を大幅に軽減し、トヨタ自動車(株)のような超優良企業の進出を誘導する。これによって高知県は、大量雇用が確保出来て地域経済は潤い、その上に、個人県民税や個人市町村民税の税収が大幅に増加し、経済後進県からの脱皮が出来ることとなる。 |
| 福岡県 | 社団法人田川法人会 | 事業承継税制の確立による地域経済の活性化 | 田川地域においては、長年の不況から企業の撤退、倒産等が相次いでいる。このような中、地域に根ざし全国的にも優良な中小企業が、地域経済の発展のために鋭意努力を重ねているが、事業承継税制が確立されていないため事業の承継に支障をきたしている。特に田川地域では、地域経済に貢献してきた地場企業が次世代への承継時期を迎えているものの、円滑な事業承継が行われず、地域経済は痛手を被っている。そこで、農地等の贈与、相続における猶予、免除と同様の制度を中小企業においても導入し次世代への円滑な事業承継を図ることにより、企業その他地域の流出を防止し、雇用の確保、地域経済の活性化を図るものとする。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------------|--------------------|--------------------------------|---|
| 長崎県 | 上五島町漁業協同組合 | 上五島水産業活性化プラン | 水産業に頼ってきた当地域において、新たな産業への転換は急務である。用途が制限され、活用頻度の低い土地がある漁港において、土地を無償で借り受けもしくは買取が可能となるように提案を行い、また、漁業従事者の減少により遊休の漁船が増加しているこれらを一般の人にも使用が可能になることにより、新規就業者の増加や漁船を活用したマリッジャーの開拓などが期待される。さらに、現在漁協が所有する遊休資機材を活用した経済事業を製塩事業・廃棄物運搬業等により雇用を創出し、また、漁協が経営基盤を確立することにより、地域の活性化に繋がるものとするものである。 |
| 長崎県 | 個人(5名) | 「うんまか焼酎・五島」の製造販売による五島活性化プロジェクト | 公共事業費の縮減に伴う雇用の減少により、さらに人口流出が予想される下五島地域において、酒税法の規定による焼酎の製造免許の要件を緩和し、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使った純五島産の焼酎「うんまか焼酎・五島」の製造販売を行うことにより、若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興などによる地域の活性化を図ろうとするものである。 |
| 熊本県 | 有限会社アーバン・デザイン中川設計室 | 地方公共団体の慣例的建築物発注形態に対する是正提案 | 公共工事入札時に、民間企業が元請と直工業者の間に参画する特例を活用し、直工下請企業の適正保護及び地元優先を主眼とした方式(PU方式)のもと、公共工事における元請と下請間の片寄りの無い適性な予算運用を計る。現在の元請による入札方式は、落札後元請の下請に対する自由な搾取を許し、昨今の経済状況では度を過ぎた目に余るものがある。かと言って当PU方式は元請とは相反するCM方式の如きものではなく、元請の利益追求の方向性により排除されがちな地元企業の保護、つまり公共工事の本来の目的達成を主眼として元請、下請間の適正なバランスを念頭に参画するものである。 |
| 鹿児島県 | 民間企業 | 馬毛島飛行場特区構想 | 鹿児島県では、種子島の西約13kmにある馬毛島において完全再使用型宇宙往還機着陸場の誘致運動を進めている。この宇宙往還機着陸場としての4km滑走路の建設は、当島の約99%以上を所有する民間企業が建設した1200m滑走路を延長することにより可能である。またさらに、近年におけるアジアの経済成長により、地理的・社会条件などの観点から、この滑走路は空港として最適であり、わが国とアジアの流通機構、県下の雇用・流通機構の高度化に貢献することが期待される。よってここに、画期的な民間飛行場特区として申請するものであり、これにより、馬毛島を最大限に活用し、雇用、離島開発等の地域経済の発展と地域の活性化を図る。 |
| 静岡県、宮城県、新潟県 | 個人 | 優良、飲用、薬用温泉水販売構想 | 優良飲用薬用温泉水をボトル詰めにし、医薬品として国内市場に流通する。更に近隣諸国に輸出して関係諸国民の健康保持、及我国の国保財源の健全化、雇用の促進、経済の発展に最大限貢献するものと期待するものである。 |
| 4 IT関連 | | | <9件> |
| 山形県 | 酒田市、酒田エフエム放送(株) | 災害・行政情報伝達強化コミュニティFM放送特区 | 今年には集中豪雨や台風、地震など各地で災害に見舞われ、住民にいかに迅速、正確に災害情報を伝達するかという大きな課題が浮き彫りになった。今後は多様な方法により災害情報を伝達する必要があるが、本市ではコミュニティFM局が既に開局しており、災害情報の伝達手段として非常に有効と考えられる。しかし、空中線電力(出力)が20Wに制限されており、現在協議が進められている周辺町との合併や、災害被害の広域化を考えれば、より広範な範囲で聴取できるよう出力を50W程度にアップし、災害時のみならず様々な行政情報の伝達に活用する。 |
| 福島県 | 喜多方市 | 小規模地方都市における安全で災害に強い電子自治体化の推進構想 | 小規模地方都市においては、ネットワーク整備等のコストが割高であり、大都市等と比較して、IT化が遅れている。本市においても耐震補強工事等の必要があるが、財政上の理由から十分な整備は難しい。「小規模な地方都市」に限り、最新のセキュリティ機能を有する民間IDCに情報システム運用業務の総合的アウトソーシングを行うことで、行政経費削減、IT関連企業の経営や雇用の安定を図り、災害等に強い情報システム運用を行う。また、小規模な地方都市におけるIT企業参入のモデル形態として積極的にPRする。 |
| 山梨県 | 山梨県 | やまなしITプラン | 「やまなしITプラン」の目標である「豊かな県民生活を創造し、県内産業に活力を与えるIT社会の実現」を達成するため、情報化の7つの「基本方向」を示し、「基本方向」に沿った具体的な施策を実施することとしている。 各施策に深く関係する情報ハイウェイを早期に整備する必要があるため、整備にあたり障害となる道路掘削抑制期間の緩和と道路の附属物の利用を希望する。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|-------------------------------|--|--|
| 大阪府 | 大阪府 | 高度電子自治体構築特区 | 府全域を「高度電子自治体構築特区」に指定し、同地域における地域住民向け電子自治体サービスの早期提供と利便性向上のため、以下の措置を講じる。 (提案) 地域住民向け電子自治体サービスの利便性を向上させるため、手数料等のクレジットカード等による第三者納付方式による納付や電子証紙による納付について、地方自治法243条、231条の2の特例を認める。 |
| 鳥取県 | 鳥取市、鳥取市におけるコミュニティFM局設立のための委員会 | 鳥取市コミュニティFM放送特区構想(再提案) | 鳥取市は平成16年11月に周辺8町村との広域合併を実施した。また民間で鳥取市においてコミュニティ放送局を設立しようと計画されている。行政としても合併後の新市における防災・広報等にこの放送局を有効利用できると考えているが、現在の空中線電力の上限基準等では新市において放送エリア外になる地域が多くなる。現状の規制は市町村の広域合併を想定したものになっていない。広域合併後の鳥取市においてこの規制を緩和することにより、地域密着のきめ細かな情報を大きな費用増を伴わずに効率的に提供でき、合併後の新市民の一体感醸成及び防災対策向上にもつながり、合併の成功と地域の安全・発展に寄与する。 |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 宮崎市区域の複数期日前投票所において電気通信回線(専用回線)を通じての選挙人名簿の対照の実施構想 | 「電子市役所」の構築の取り組みの中の市民サービスの向上の一環として、宮崎市区域においての複数期日前投票所における名簿対照時間の効率化と二重投票の有無の確認の省力化を図るために、平成18年1月(見込み)の宮崎市長選挙から期日前投票所においてオンラインによる名簿対照を行えるようにしたい。 |
| 新潟県 | NPO法人 上越地域活性化機構、くびき野GIS協同組合 | 公共基準点整備とWebによる高精度空間情報提供事業構想 | 電子自治体構築の基盤としての、インフラとしてのGISが目目されている。その背景にあるのが公共基準点を含む各種共用空間データの構築である。特に位置(座標)情報は一定の精度が確保できる事が必須である。正確な位置情報を必要とする各種公共ビジネスでは、その利用に一定の制約を設け、webサイト上で広範囲に情報提供することで地域情報化社会の重要なインフラとして活用する事が可能になる。独自の固定点構築と基準点整備を図り、維持・管理を継続させ、それらを共同で活用する仕組みを作り、インターネット配信による、新たな地域地理情報提供モデルの構築を目指す。 |
| 福井県 | ㈱市姫商事 | IT情報基地特区 | 政府に対して逆マニフェスト 宝くじの配分金20%約2千億円(H15年度実績より)を国民に待望の夢として配分すべきである。其の方法として宝くじのハズレ券をポイント化し配分の概要を提案する。 企業が販売促進策として市場に放出されているポイント&マイルは年間約1兆円とも云われている。IT界等に於いては思想集約化が急速に進んでいるが、販促手段のポイント&マイル境界だけは未整理の儘である。第2次構造改革特区として提案し公正取引委員会より認められた景品表示法との関連を断ち別途、信託・運営・配分の組織を造る事によってオープン懸賞の範囲内配分限度額1千万円以内に於いて実施出来ることを提案したい。 |
| 大阪府 | 個人 | インターネットの普及計画 | パソコンとインターネットの普及が国力を決定する一つの要因になるため、各国はその普及にやっきになっております。日本にインターネットをより普及させるために、個人、法人のホームページから当社ホームページにリンクを張ってくださることを条件に会員になっていただく。会員になってくださった方が各種保険に当社で加入していただければ、2%~7%の保険料の割引をしてホームページを作りインターネットをする方を増やす。この構想を実現するため、保険業法の第300条の5を撤廃して、保険代理店が保険の値引きが出来るようにして、多くの方々価値の利益を得るようにする事が必要です。 |
| 5 | 農業関連 | | < 26件 > |
| 青森県 | 青森県 | 津軽・生命科学活用食料特区構想 | 農業者の子供等に農地の使用収益権を移転し、農業者は経営移譲年金を受給している農地において、特区制度を活用し企業が農業に参入する手続きの一環として、農業者が子供等から農地の返還を受けても、経営移譲年金の支給が停止されない措置を講じる必要がある。 特区制度を活用し地方公共団体及び農協以外の者が市民農園を開設する場合、一定の要件に適合すれば、農業者が子供等から農地の返還を受けても、経営移譲年金の支給が停止されないことと同様に、制度の均衡を図る必要がある。(旧法第46条第2項第3号、旧法施行令第12条の2第1号、旧法施行規則第35条の24、第35条の25及び第35条の26参照)。 |
| 岩手県 | 紫波町 | 麻による農業6次産業化構想 | 伝統的な農作物である麻は、環境負荷が少なく利用価値が高いことから、持続的に再生可能なバイオマスとして非常に有用である。大麻乱用による保健衛生上の危害を防止する観点から、麻の栽培は国民生活にとって必要不可欠なものに限定されているが、栃木県で実証されているとおり、現在では低THC品種のもので栽培、管理を適切に行えば、不正栽培、盗難、乱用助長等の問題はなくなっている。このため、麻栽培免許の交付要件を緩和し、循環型社会の構築に取り組んでいる紫波町の新たな産業として、低THC品種に限定して産業利用を目的に栽培を行い、それらを利用した麻炭、食品等の生産、販売までを地域で一体的に行い農業の6次産業化を図る。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|-------|----------------------------------|--|
| 山形県 | 鶴岡市 | 地域産木材活用推進構想 | 森林を支えてきた林業も、木材価格の低迷や林業家の高齢化で生産意欲の低下による林業活動の停滞で森林管理が行き届かず荒廃が目立ってきています。この状況を打開するため、地域木材を利用し、持続的な森林の整備と保全を適正に進めるために木材資源の循環する仕組みをつくる必要があります。その先導的役割を果たすために、公共木造建築物に率先して利活用しながら木材を分離発注することでのコスト削減を図ることが重要であると認識しています。そのために森林所有者の協同組織である森林組合に地方公共団体が随意契約を可能とすることで、林業の自立への転換と森林の再生を目指すものです。 |
| 東京都 | 稲城市 | 都市農業における市民参加型経営 | 農地法第2条第6項(世帯員の定義)を改正し、農業従事者の指導によりある一定期間農作業に従事した市民を、農業委員会の認定により農家とみなし、かつその農地における世帯員と同等とみなし農業経営に参加することを可能とする。これにより、農業従事者の負担を軽減し、地域に一定の割合で農地、農業を残すことができる。 |
| 新潟県 | 新井市 | 妙高山麓バイオ・リージョン酒造特区(妙高果実野草酒製造特区)構想 | リキュール類の製造免許における、最低製造数量基準(6キロリットル)の撤廃 |
| 石川県 | 金沢市 | 金沢伝統的加賀野菜生産特区 | 金沢市の中山間地域は、過疎・高齢化、不在地主の増加が進行し、農地・森林の荒廃が進んでいる。また、森林組合は、林業の低迷等により、森林施業面積が減少し、経営基盤が脆弱になりつつある。こうした中、地域に精通した森林組合に農地と森林・竹林の包括的な管理を希望する集落が増加している。施業受託面積及び作業員の雇用の安定的な確保により経営の安定を図るため、森林組合が新たに竹林管理や農業経営を行うことは、組合・組合員双方の利益となる。森林組合が、市場から拡大を求められているタケノコ等の加賀野菜を生産することは、そこから得られる収益により経営が安定し、ひいては適正な森林の管理にも繋がるものである。 |
| 福井県 | 武生市 | 里地里山再生特区(田園自然環境整備) | 農林水産省の「田園自然環境保全整備事業」の実施要件は過疎・山村振興・離島・半島・特定農山村地域の5地区となっているが、環境省が指定した「里地里山保全再生モデル事業実施地区」(全国4箇所)を加え、健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりを推進できるよう、実施要件の拡充を図る。 |
| 福井県 | 福井県 | 福井県イノシシ防除推進特区 | 近年、有害獣による農作物被害がさらに深刻化しており、意欲をなくして耕作を放棄する農業者が増加するなど、耕作放棄農地の増加の一因となっている。一方、有害鳥獣駆除を担うハンター人口は減少が進んでいるうえ、高齢化が進んでいる。しかし、法で定められた狩猟期間が短く、日本海側の天候が不規則で秋から春にかけての時期となっていることから、農作物被害が増大する時期の狩猟が制限されるうえ、ハンターの実践技術の習得期間不足も招いている。このため、国が定める期間以外で地方自治体が狩猟期間を定めることを可能にし、農作物被害の軽減と耕作放棄地の解消を図る。 |
| 岐阜県 | 下呂市 | アマドコロ薬草特区構想 | 下呂市では、従来から当地域で生産された農産物等を健康食品として特産化を図ってきた。農業と農園レストラン等を営んでいる者が、自己生産した薬草を使って、市内に所在する自己の酒類の製造場で「リキュール酒」を製造し、提供及び販売するため製造免許を申請した場合に、酒税法第7条2項(最低製造数量基準「年6キロリットル」)の規定は適用しない旨の特例措置により、アマドコロの栽培から「アマドコロ酒」作りまで高品質の製品を製造し、薬草酒ブランドを確立するなど、地域農業の活性化を図るもの。 |
| 愛知県 | 愛知県 | 新規就農相談窓口の一元化構想 | 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条の規制の特例措置として、愛知県農業会議を青年農業者等育成センターとして指定することによって、就農相談・就農支援資金の貸付・農業法人等への無料職業紹介事業・その他青年農業者等の育成を図るために必要な業務を、人と農地に関する指導ノウハウを持つ農業会議に全て完結し、新規就農相談者の利便性の向上と、就農支援体制の効率化を図る。 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 人と自然との共生ゾーン特区 | 現行の農地法における農地の貸し借り制度は硬直的であり、一度農地を貸すと、なかなか返して貰えないとの意識が強い。特に、特定法人貸付事業のように農地の利用者が法人の場合では、なおさら、その意識は強くなる。そのため、農地の貸主側が、特例事業に取り組みやすいように規制の特例を設け、構造改革特区本来の目的である地域の活性化を図る。また、神戸市内で生産されたブドウを原料としてホイリゲ(濁りワイン:現在は販売が認められていない)を製造し、収穫祭として市内のレストランで提供する。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|------------------------------|---------------------------------------|--|
| 兵庫県 | 豊岡市 | コウノトリ特区 | コウノトリと共生してきたまち豊岡。「コウノトリと共生する水田づくり」を積極的に進めるため、次の2点を提案する。『新たに農業に従事する者の制限の一部撤廃』コウノトリ野生復帰の舞台となる豊岡盆地において、環境創造型農業または水田ピオトープ化を行う地縁団体やNPO法人は、農家・農業生産法人でなくても、農地法によって制限される農地の所有権、使用貸借による権利、賃借権が取得できることとする。『学校が行う環境創造型稲作』学校が農家の厚意により借上げて使用する田を生産調整田として位置づけられたい。 |
| 和歌山県 | 和歌山県 | (現 新ふるさと創り特区計画) | 平成15年4月21日に認定された「新ふるさと創り特区計画」の「緑のターン促進エリア」において、森林の整備等の環境保全による新たな雇用を推進する緑の雇用事業に取組み、現在、都市からの329人の「ターン」定住を実現している。この「ターン」者の定着をさらに確実にして、農地や農山村の景観を管理する担い手の育成確保に繋げ、都市と地方の共感に満ちた地域コミュニティの維持発展を図ることを目的に、地域で「ターン」者の雇用を担う森林組合が雇用者の福利厚生施設として農地取得管理(賃借)することを可能にし、山村過疎地域における新たな農作業コントラクターの形成を促す。 |
| 北海道 | カルビーポテト株式会社 | ハウスチューバー技術を用いた馬鈴しょ種苗生産特区 | 馬鈴しょは栄養繁殖作物という特性から植物防疫法等に定められる種子増殖体制が取られている。現状の体制は基本種並びに原原種生産数量が少ないため多数世代を要し、有望な新品種に対する実需者、市場の変化に対し迅速な数量調達ができにくい。また同様の理由により、増殖途中で病気等に感染する危険性が高まる。これに対し組織培養苗を隔離温室で増殖した10g前後の「ハウスチューバー」であれば上記諸問題をクリアすることができるが、日本では種苗として認められていない。カルビーポテトでは05年度より北海道に「ハウスチューバー技術を用いた馬鈴しょ種苗生産特区」を設置し、実需者の要望に応えられる種苗生産を目指したい。 |
| 山形県 | 米沢商工会議所 | 米沢産メルヘンかぼちゃ焼酎プロジェクト、 | 米沢・置賜地域の特産品である「かぼちゃ(品種名:メルヘン)」は、品質が高く、市場力のある地場農産物であり、米沢市の「米沢地域水田農業ビジョン」や、山形おきたま農業共同組合の「JA版水田農業ビジョン」の中でも重点的振興園芸作物に選定されている。当所では、小規模事業者の新境地を見出すべく、かぼちゃを使った焼酎を関連の会員事業所とともに共同開発し、地域ブランドの確立を図りながら、地域の産業振興に資していきたい。地域の特産品を地元で加工・消費することにより、新たな産業が生まれ、雇用も拡大するなど、当地域内の中小企業の活性化にも繋がるものと思われる。 |
| 茨城県 | ひたちなかJA株式会社幸田商店・木内酒造合資会社 | 純ひたちなか産ほしほ焼酎生産プロジェクト | ひたちなかJAの管轄であるひたちなか市、東海村、那珂町及び瓜連町は、全国最大のほしほの産地であり年間約1000トン発生するくずほしほを付加価値の高いほしほ焼酎に加工できれば、産業廃棄物の資源化や環境問題の観点から大きなプラスとなる。さらに、地域の生産物をその地域で加工・消費する事で、地域の活性化にもつながる。しかし、現在の酒税法上の規定では、新規の焼酎乙類の製造免許は認められない。当地区のほしほの様に、全国生産量に占める生産シェアなどの数的根拠を前提に、明らかに特産品と認められる場合には、特産品焼酎の原料として認め、免許を付与するよう事を提案する。 |
| 埼玉県 | 個人 | 国際農業教育総合センター | 現行の農業従事者に対して、農業生産法人による大規模かつ高度の農業技術研修を行い、国内の農業レベルの向上を図る。 新規農業参入者が農業従事者として一本立ちできるための、農業教育及び経営支援活動を行う。 来日中の外国人農業研修生に対して短期集中型の大規模かつ高度の農業技術移転を行う。 日本国内の農業関係の大学教授による特別講義を年2回開催し、国内の農業関係者の知識の向上を図る。 世界各国の農業関係の大学教授を招聘して農業関係の国際会議を開催する。 |
| 長野県 | 特定非営利活動法人ピッキオ | 軽井沢町「人とクマとの共存」特区 | ピッキオは、NPO活動として軽井沢町からの受託事業として、クマの安定的な個体群の維持と被害防除の両立を目指し、駆除に頼らない総合的な対策を行ってきた。しかし、民間活動であるがゆえ、法的な規制が障害となり、効果的な対策と体制が組めない部分がある。クマ対策は迅速かつ冷静な対応、専門技術の有無が、効果的な対策を行う鍵になる。本地域内でクマを追い払うための威嚇弾(ゴム弾、花火弾)、個体識別するためのペイント弾、クマ対策犬の使用、捕獲申請、クマの自動探索システムに関する法的規制の緩和措置を行うことにより、地域住民や別荘者、観光客、国立公園利用者の安全とクマの保全を両立させた「共存モデル」を構築する。 |
| 静岡県 | 日本ニュービジネス協議会連合会、有限会社シャトーティエス | ウイスキー類ブランディー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可 | ウイスキー類ブランディーの製造免許を取得しているが、ワイン製造の際の副産するブドウの絞り粕(グラッパ)から製造する。グラッパの製造原料に伊豆市特産のわさび、いちご、シイタケ、桜の花等を使用し、着色、におい付け、味付けを行いたい。この当該行為により酒税法の定義では「スピリッツ」「リキュール」に相当するため新規にその酒類の製造免許が必要となる。当該行為のためにわざわざ「スピリッツ」「リキュール」製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、6kl以上の生産要件クリアが困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外により伊豆地方の農業振興の一助となる。 |
| 愛知県 | 愛知県農業会議 | 新規就農相談窓口の整備構想 | 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条の規制の特例措置として、公益法人ではない農業会議も青年農業者等育成センターとして指定できるようにし、就農相談・就農支援資金の貸付・農業法人等への無料職業紹介事業・その他青年農業者等の育成を図るために必要な業務を、人と農地に関する指導ノウハウを持つ農業会議に全て完結し、新規就農相談者の利便性の向上と、就農支援体制の効率化を図る。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|-----------------------------|--|---|
| 滋賀県 | 個人 | 農家の高齢化救済計画 | 農業を取り巻く環境も国際化して、農業経営も厳しくなります、最近外国人の不法滞在者が多くなり、色々な社会問題も発生しています、入国管理局は取り締まりもせず、放置されています、その事で国際ブローカーが利益を搾取しています、国はその事をだまつて見逃すのか、問題です、お金になる仕事だけを外国人がして、本国に送金すると日本の利益になりませんお金の儲からない農作業もしてもらい、日本人に近い中国人が最適だと思い提案しました、 |
| 滋賀県 | 個人(3名) | お米の検査自由化計画 | 最近、農業を取り巻く環境も国際化して、農業経営も厳しくなります、お米の検査するための手間ひまがかかり、今年より検査も民営化しており、検査料も高くなつておりグループで自分達のお米を検査したいと思い、経費節約と検査機構の簡素化めざし、提案することにしました、 |
| 香川県 | 有限会社 ワイディエフ | 酪農振興特区 | 現存する牛舎に隣接して堆肥舎を建築する計画 |
| 香川県 | カプト虫ボランティアクラブ | カプト虫ボランティア特区 | 中山間地において家畜堆肥を利用し、カプト虫育て、近隣又は都会の子供たちとカプト虫の幼虫やさなぎを実際に見て成長の様子を体験できる場所を作りたい。又カプト虫が育った後の堆肥を利用して野菜を作ったりして中山間地に住む高齢者と子供たちの交流する場所を提供することを目的とする。 |
| 愛媛県 | NPO法人TIES21えひめ、(有)フォレストファーム | 動植物性残渣と畜糞堆肥を利用した地域資源を活用する農中心の地域環境を保全・活用する地域農村活性化特区 | 地域農業からでる様々な農業系廃棄物と地域社会・食品事業者などからでる動植物性残渣を混合し堆肥化などの方法により肥料などに資源化し環境保全型農業に移行する事により消費者に選ばれる減農薬・減化学肥料農産物を生産し地産地消による地域農業の活性化を実現する。農業が動植物性残渣を資源化する新しい社会的責任を果たし、直売所などを通じ農産物を地産地消で提供しながら市民農園などを運営し都市住民との交流を図ることにより消費者ニーズを把握し、精神的交流を通じて地域農業社会の活性化を実現し地域農業コミュニティ社会を維持し農地の保全を図ることを目的とする。 |
| 熊本県 | 個人 | 観光農園アルコール製造販売構想 | 交通の要衝である熊本県植木町において、国道とのアクセス道路沿いに農地を4ヵ年計画で観光農園を整備し、新しい体験型農業として収穫した果実を原料とした果実酒の製造体験を行う観光農園を計画しました。旅行会社と連携した都市・農村交流体験型農業の拡充や樹木オーナー制を取り入れたりと、今までに無い幅広い新しい農業の展開を行ない、植木町の観光振興、産業振興の活性化を図りたいと考えています。 |
| 6 | 都市農村交流関連 | | <6件> |
| 新潟県 | 新潟県 | 建築基準法における高床式農林漁業体験民宿での特殊建築物取扱の緩和 | 県内においては豪雪地特有の高床式住宅が多く、この3階部分を農林漁業体験民宿として活用する場合、建築基準法第27条の特殊建築物に該当し、耐火建築物にすることとされており、民宿開業に際し、多大な経費を必要とし現実的には不可能に近く、大きな障害となっている。そこで、特別豪雪地帯等の高床式体験民宿において3階部分に客室を有する場合に、2階に設置された玄関等避難口を使って、一般の2階建て住宅と同様に直接屋外に避難が可能である場合に限り、建築基準法第27条の特殊建築物から適用除外とすることで、体験民宿の開設が容易となり、体験交流の一層の促進を図ることができる。 |
| 京都府 | 京都府 | 海業推進構想 | 京都府では、消費者に海や漁業への理解を深めてもらい、都市と漁村の交流や漁村地域の活性化を図るため、漁業の体験や見学などいわゆる「海業」を推進している。一方、京都府内には、大型定置網を営む漁業生産組合が計6組合あるが、漁業生産組合には水産業協同組合法上の制約があり、体験漁業や漁業見学などの事業が実施できない状況にある。そこで、特区制度を導入し、漁業生産組合においても体験漁業などの「海業」に取り組み、消費者の漁業等に対する理解を深め、都市と漁村の交流を推進し、地域の総合的な振興を図る。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|--------|--|--|--|
| 長崎県 | 壱岐市 | イルカと遊ぶ地域づくり特区 | 壱岐市は現在、豊かな自然を活かした観光地づくりと都市と島の共生・対流による地域活性化を目指している。その観光地のひとつである市内勝本町のイルカパークは、観覧用の浮桟橋を備え、直接触れたりエサを与えるなどイルカとのふれあいを楽しむことができるが、イルカの捕獲の規制等により補充ができず、イルカが減少し既存のイルカも老化が進んできている。訪れる観光客も年々減少傾向にあり、施設の存続が危惧されている状況となっているため、イルカの捕獲に関わる規制の特例措置を導入することにより、当該施設にイルカを補充することで、より充実した魅力ある観光の拠点として再生し、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るものである。 |
| 大分県 | 大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会 | ハウスワイン(自家製果実酒)特区 | 安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。また、市町合併後のまちづくりにおいても、地域特性を明確にすることが必要不可欠である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しなくてもできるように酒税法の規制緩和を提案する。同時に、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。 |
| 岩手県 | 株式会社 邑計画事務所 | 地域限定エコ・グリーンツーリズム構想 | 岩手県内の農山漁村の自然や風土、暮らしに親しむグリーンツーリズムやエコツアーを普及するため、都市住民を呼び込む団体ツアー商品を開発し提供する。このため旅行業法による第3種旅行業者の特例として、旅行目的の地を岩手県内に限定したグリーンツーリズム・エコツアーの旅行については、主催することが可能となるよう規制を緩和する。あわせて旅程管理業務を行う者についての基準も緩和し岩手県内に在住する旅行業務取扱主任者であれば主任者になれるように提案する。この結果、地域の小規模事業者、NPO、各種団体などによる新たなツアーが普及し、都市農村交流の活発化と地域の活性化が期待される。 |
| 東京都 | 医療法人財団光善会 | グリーンピア津南施設運営プロジェクト | 医療法人財団光善会は、新潟県中魚沼郡津南町が年金資金運用基金(平成17年度末で解散)から譲渡を受ける「グリーンピア津南」の施設運営につき、同町からの委託を受けてこれを継承していくこととしている。そのため、当法人は、特別医療法人への移行が必須となっているが、厚生労働省の現行基準では、要件を満たすことができない。隘路となる規制部分の緩和を実現して、津南町をはじめ中魚沼地域の人口の過疎化に歯止めをかけ、雇用や経済の活性化を図り、同時に当法人の掲げる「保健・医療・福祉ビジョン」を展開するため特別医療法人化を果したい。 |
| 7 教育関連 | | | <29件> |
| 茨城県 | 古河市 | 障害の程度や種類にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が共に学び生活できる古河市特別支援教育特区 | 「共に学び、共に生活する」地域を実現するために、学齢期の児童についても障害のあるなしにかかわらず、古河市の中で学習を保障する教育を実現することが必要である。そのために、古河市は、独自に特別支援教育ボランティア制度を設け、ボランティアが教諭と同等の教育活動を行えるシステムを導入し、養護学校に在籍している児童の居住地交流教育を積極的に受け入れる教室のスタッフとして教育活動に従事してもらった。また、広汎性発達障害の児童に対しても、一人一人の教育的ニーズに応じた個別的教育活動(計画・指導・評価)を行う。 |
| 千葉県 | 野田市 | 公設民営高等学校設置事業 | 地元高校定時制の平成18年度募集停止、20年度廃止が決定されたが、地域のニーズを踏まえ、キャリアデザインの考え方を取り入れた新しい定時制高校の実現を目指す。その実現方策として、市及び学校法人等が協力して新たに学校法人を設置し、市の支援を受けて運営を行う、いわゆる公設民営方式の高等学校設置を行う。学校運営は、市が学校法人の運営に関する重要な事項(財産面、人事管理面、カリキュラム面等)に積極的に関与すること、市が財政的支援等を行うこと等により、学校経営の適正性(継続性・安定性)を備えることを担保する。併せて公設民営高等学校の設置を容易にするため、設置認可の手続きを簡素化する特例を提案する。 |
| 東京都 | 杉並区 | 新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設 | 区立の「小中一貫校」を創設する。管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。 |
| 東京都 | 東京都 | 「首都東京・高度専門技術者育成特区」構想 | 公立大学法人が高等専門学校を設置及び管理できるようにし、平成18年4月に都立高等専門学校を都教育委員会から公立大学法人首都大学東京に移管することにより、高等専門学校本科から専攻科、また産業技術大学院も視野に入れた16歳からの一貫した高度専門技術者教育体系を確立する。このことにより、企業が求める企画力、開発力を兼ね備えた専門性の高い実践的技術者を育成するとともに、組織・人事の活性化や機動的かつ弾力的な事業運営を推進し、企業との共同研究など産学公連携の事業などを通じて、東京の産業振興に寄与する。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|----------------|--------------------------------|--|
| 岐阜県 | 多治見市 | 住民参加型の教育特区 | 新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を越えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機能的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。 |
| 愛媛県 | 愛媛県 | えひめリフォームスクール推進特区 | 本県は、保健所の既存建物を用途転用し、県立養護学校の開設を検討しており、用途転用の結果、学校施設にかかる建築基準法の規制対象となることから、基準を満たすための大規模な改修が必要となっている。しかしながら、新築と同様の規制は、経費を節減しながら地域の自由な発想に基づく既存建物の有効活用を阻害する要因となるものであり、既存建物を用途転用する際に、個別に施設設置者と当該所管の建築主事が協議のうえ、特例として弾力的に運用することを認めるよう、規制緩和を求めるものである。 |
| 福岡県 | 北九州市 | 北九州市「自立と共生の教育」特区 | 市町村と株式会社等が共同で新たな学校法人を設立し、公設民営方式による学校運営を行うことを容易にし、民間の有する教育資源やノウハウを活用することで、特色ある教育を効果的に実現する。 |
| 福岡県 | 北九州市 | 公立専修・各種学校活性化特区構想 | 専修・各種学校の公設民営による学校運営の容認を行い、民間の有する教育資源やノウハウを活用することで、特色ある教育を効果的に実現する。 |
| 北海道 | 個人 | 札幌レインボータイム教育特区 | 札幌の特徴として、冬期には路面が凍結するなど、通学には決して安全であるとは言えない。また、厳冬期には日没が早く、危険性が増す。また、この提案では一年を夏期(4~9月)と冬期(10~3月)に分け、前期には通常より一時間ずつ授業数を増やし、逆に後期には一時間ずつ減らすことで、冬期には早い時間帯に帰宅させる。実施主体を札幌市教育委員会とし、北区において3年の試行期間を設定する。これにより、夏期には教員の負担が増すが、OB・OGの教員あるいは教員免許を有する若者を臨時採用し、OB・OGに生きがいを、若者には定職への意欲を芽生えさせる。 |
| 茨城県 | 個人 | 地域発・多元的教育推進プロジェクト(オールインワンスクール) | ・公立学校の施設内において民間およびNPO団体が敷設・管理する温室などの農業関係施設を備えることを認めることで、児童・生徒にとって身近な自然環境教育が実現できる。これに加えて、児童・生徒にとって最も身近な場所である学校敷地内において、学校の教師や親とは異なる地域の農業事業者・技術者・研究者と触れ合うことによって、地域ぐるみの子育てを実現することが可能となる。文部科学省や都道府県によって進められている「こどもの居場所づくりプラン」や「地域親啓発事業」を補完するものとなる。 |
| 茨城県 | 個人 | 教育目的実費徴収簡易乗り合い制度 | ・茨城県は鉄道は主に南北方向にしかなく、自動車交通に頼らなければ横方向への速やかな移動が難しい。公立の中学校、高校に入るとスポーツの県大会等のたびに親が子を分乗で遠くの市町村に運ぶか、または部活動の顧問の先生などがバスの手配をして父兄から実費を徴収することになるがかなりの負担を強いられる。保険やガソリン代を適正に支払ったうえで、スポーツ等への理解に富む社会人や高齢者などに自転車を利用し実費を徴収のうえ生徒達を試合場所へ運ぶことを認める必要がある。 |
| 埼玉県 | NPO国際団楽倶楽部 | 中学1年生に「論語」を中国語で学習 構想 | 埼玉県所沢市に本拠をもつNPO国際団楽倶楽部(高齢者と外国人留学生の交流団楽の場を提供し相互理解を深める)は提唱します。所沢市内の小学5・6年生から総合学習の時間を使い、日本語と共通漢字を使用する「論語」を中国語で当NPOの派遣する中国人留学生より学ばせ、中国語と文構成の共通する英語を中学生から学ぶことによって、より英語学習を身近なものとして英語の理解度を高め、併せて「論語」を学ぶことによる道徳教育を行い、人としての倫理観を可塑性に富む小学高学年生から高めていく。 |
| 東京都 | 株式会社東京リーガルマインド | 株式会社大学特区 | 一般事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合については、消防法および建築基準法の加重の建築基準・防火基準がかからないよう規制を緩和すべき。また、大学設置認可後4年間、カリキュラム変更には文部科学省の事前届出が必要であり、新しい専任教員配置には、同省の認可が必要であるとする文部科学省の運用は、株式会社大学が消費者のニーズを聞きこれを速やかにカリキュラム編成や教員配置に反映することを不可能にしている。特区によって認められた株式会社大学については、右運用について特例措置を認めるべきである。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|---|--|---|
| 東京都 | 株式会社東京リーガルマインド | 学校運営協議会主導によるキャリア教育特区 | 公立学校に「学校運営協議会」が設置されている場合、その学校における教職員(校長を含む)の任免やカリキュラム・教科書の選択については、教育委員会でなく、学校運営協議会が最終的な決定権限を持つようにする。 学校運営協議会の設置自体やその構成員の決定は、当該学校が所在する市区町村長の権限とする。 学校運営協議会が決定するカリキュラムは、学習指導要領に優先することをルール化する。以上により、地域住民・保護者・児童・生徒の間で「キャリア教育」プログラムへのニーズが高い場合、学習指導要領や教育委員会の方針との不一致を根拠に実施不可とはされず、学校運営協議会を通じて実施決定ができるようにする。 |
| 東京都 | 株式会社東京リーガルマインド | 日本語学校の設置基準を緩和する特区提案 | 文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」の中の 第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること 第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を加えること 第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること 第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること |
| 東京都 | 学校法人タイケン学園 | 通信制高校と専修学校の施設の兼用の可能化 | 通信制高校における校舎に備えるべき施設のうち、専門教育を施すための施設、教室、図書室及び保健室について、同一敷地内または、隣接地に所在する専修学校(専門課程)の教育の用に供する施設と兼用することができることとする。高等学校においては、有為な職業人を多数育成するとともに、望ましい勤労観・職業観の育成や豊かな感性や創造性を養う総合的な人間教育を目的として、専修学校での学修の単位認定を行うなど、学校連携により、特色ある職業感覚を持った人材が育成できると考えられます。地域にとっては、学校連携による特色ある教育地域が形成され、経済的、社会的効果が期待できます。 |
| 東京都 | 特定非営利活動(NPO)法人 東京賢治の学校 自由ヴァルドルフ・シュレ | 教育改革特区「廃校を活用しての幼・小・中・高一貫の特色ある小規模学校」の設置 | NPO法人が運営している学びの場が、特区制度のもとで校地校舎を借用して法的に認知された学校を設立する場合は、まず廃校利用が考えられる。しかし、廃校の中に高等学校の運動場の基準を満たす学校は極めて少ない。そこで、高等学校の運動場面積の基準を3分の1とすれば、小・中学校の廃校を活用しての高等学校までの設置が可能になる。更に、指定管理者制度の適用範囲に学校や実績のあるNPO法人等の教育機関を含めることで、廃校を利用した学校設立が更に容易になる。また、NPO法人立学校の対象要件「不登校児童等」の拡大で、シュタイナー教育に代表される新たな教育観を持つ学校の設立趣旨を尊重することができる。 |
| 東京都 | 特定非営利活動法人 IWC / IAC 国際市民の会 | 「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想 | 「特定非営利活動法人 IWC / IAC 国際市民の会」は、これまで長年にわたり、外国人児童・生徒や帰国子女の日本語教育および学習支援に携わってきました。「日本の義務教育対象でない」また「日本語、日本文化への適応が困難」といった特殊性を持つ子どもたちには、公的支援が必要であるとともに、民間が持つ独自のカリキュラムによる学習指導や心理的ケアの方法を適用すべきであると考えています。これまでの実績を活用し、公設民営方式の小・中学校での実施を目指しています。IWC / IAC 国際市民の会では、外国から来日した子女を含め、日本の子供達へも徹底した国際理解教育の必要性を痛感している。 |
| 東京都 | NPOバイリンガルろう教育センター 龍の子学園(特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター) | バイリンガルろう教育実践研究プロジェクト | 5年前から日本で初めてバイリンガルろう教育を実践してきたNPO 龍の子学園。ろう者の教員が中心となつてろう児に手話(日本手話)と書記日本語による教育を行い、ろう児が聴児と同等の学力を身につけることを目標としている。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。日本言語政策学会をはじめとした言語学者、アメリカキャロレット大学など世界からも注目を集めている。日本におけるバイリンガルろう教育の実践研究は急務であり、新しい教育選択肢の一つとしてその研究成果を日本国内をはじめ世界に広めることである。 |
| 東京都 | 個人 | インターネット等を通じた大学等学則の情報公開構想 | 大学等を適切に選択するためには、大学からの十分な情報提供・発信が欠かせない。しかし、最近の大幅な規制緩和によって多種多様な大学が設立されており、受験生が大学選択をする場合の判断材料は不足している。特に、学則は学生と大学との契約の根本をなしており、その情報公開が十分になされれば、学生の大学選択に資することとなる。また、国への届出などの作業が不要となるので、他大学の学則が情報公開されれば、大学同士が切磋琢磨して教育研究水準を高める上での共有財産ともなる。このため、特区において、インターネット等を通じて大学等学則の情報公開を推進しようとする場合は、大学から国に対する届出を簡素化する。 |
| 東京都 | 個人 | 大学設置等に係る教員審査の明確化、ルール化構想 | 現在の国の制度では、大学の新設・改組に当たっては大学設置・学校法人審議会における審査を経ることが必要である。特に、教員審査は伝統的な研究業績を重視したものであり、「実務家教員」に関する審査基準などは必ずしも明確と言えない。設置審査の準則化を一層進める観点から、実務家教員に関する審査基準を明確にするるとともに、特区において、地域の教育研究のニーズに応じた大学の新設・改組を支援し、教育研究の質の確保について応分の責任を担おうとする場合、教員審査等に産業界などの意見が反映されるような仕組みを設ける。 |
| 神奈川県 | 株式会社エール・シー・エー | 民間教育機関にかかる建築基準の緩和特区 | LCAは幼児から中学生までを対象とした民間教育機関として20年にわたって相模原で活動をしている。そして5年前にインターナショナルプリスクール(英語の幼稚園)を開園し、現在は英語による幼児教育を実践している。来年度、2005年4月にインターナショナルスクールの小学部を開校するが、現在の建築基準によると建物面積は500㎡という制限がある。児童達にゆとりのあるより良い環境を提供できるよう、建築基準法の一部改訂を提案する。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-----------------------|---|---|---|
| 神奈川県 | NPO法人 湘南に新しい公立学校を創り出す会 | 民立公援型の学校設立特区 | 湘南に新しい公立学校を作り出す会は、湘南地域でNPO法人立学校を設置し、そこに公立学校の教職員を無期限で派遣してもらい、教職員の一部に充てたいと考えている。現状では、地方公共団体が必要性を認めた公益法人に地方公務員を派遣することができることになってはいるが、その期間は最大で5年までとされている。長期にわたっての関わりが必要な教育の世界では短すぎるので、派遣期間を“無期限”とする特例を設けていただきたい。これが可能になれば、NPO法人立学校が作りやすくなるため、各地に不登校児童生徒のための学校ができ、不登校が減って、不登校対策のための費用が少なくてすむようになるだろう。 |
| 新潟県 | 学校法人大彦学園 開志学園高等学校 | 専門教科「体育」を高等学校の「職業に関する教科」とすること | 平成17年に専門学校JAPANサッカーカレッジが高等課程を開設する。そこに在籍する生徒は、同時に当開志学園高等学校にも在籍することで高校卒業資格取得が可能となるよう体制を作った。加えて同高等課程が当校の技能教育施設となることで、同高等課程が実施する教育の一部を当校の技能連携科目として単位を認定することが可能となる。現行規則では、技能連携科目は「職業に関する教科」となっており、その中に教科「体育」は含まれないが、生徒は職業としてのサッカーを目指しており、ここでの「体育」は「職業に関する教科」に該当すると判断する。 |
| 京都府 | 個人 | 大学図書館の地域貢献のための質的保証 | 大学図書館は知的活動の拠点であり、今後は地域住民の生涯学習やビジネス支援などの教育研究ニーズに応える役割・機能が求められる。その質的充実には地域にとっても重要であるが、現在の大学図書館は、IT技術等の発達によって、従来の蔵書数などの伝統的な尺度のみでは評価しえない状況になっている。一方、いまの大学設置基準や大学審査も、新時代に合った評価尺度を持ちえていない。このため、各自治体が、大学図書館のサービス内容と水準の維持について意見を交換し、当該大学との間で網羅的な協定等を締結できるようにする。その場合、文部科学省による大学設置審査において、大学図書館の審査を簡素化するようにする。 |
| 大阪府 | 株式会社ノヴァ | 公設民営による義務教育学校経営プロジェクト | 公設民営、株式会社立の学校による義務教育学校運営を可とします。また、株式会社設置による義務教育学校運営を行う場合、株式会社立の学校に対する私学助成制度の適用範囲の変更を行います。 |
| 大阪府 | NPO法人大阪に新しい学校を創る会 | みのおパイロットスクール構想 | 現行の学校教育では充足できにくい多様な教育ニーズに対応するため柔軟できめ細かな教育ができる小中一貫の実験学校を箕面市に設置する。この学校は公設民営方式で運営されるもので、地方公共団体が学校の設置主体となり、その管理運営をNPO法人等の民間学校事業者に委託する。地方公共団体は、市の遊休施設の供与、市費・県費負担教職員の派遣または管理委託金の供与などの措置をとるものとする。上記の先導的な試みを実現するため本構想では、次の特例措置を要望している。(1)NPO法人学校の対象範囲の拡大、(2)公設民営方式による公立小・中学校のNPO法人による学校運営の容認。 |
| 大阪府 | やいとstation | イベント等において、あはき師養成施設学生(無資格者)がボランティアではあはき術等を行うことを可能とする構想 | 1. イベント等において養成施設の学生があはきの実演をする事項について、法第一条(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、以下法という。)に違反しないようにしたい。 2. 将来的には依頼があればどの自治体のイベントにも参加できるようにしたい。 |
| 愛媛県 | 第16回全国生涯学習フェスティバルまなびピア愛媛2004記念事業 愛媛生涯学習支援センター NPOノーベル学苑 | ノーベル学苑 | 日本は、世界初の少子高齢社会を迎え、そのモデル的成果が問われ、今、世界が注目するところだ。生涯学習を目的として発足した放送大学は20年を迎えたが、学生数10万では満足できない。今、再び原点に戻り、更なる飛躍のときと思う。 一方、青少年へ期待は高まるが、学制の壁は固く、飛び級等柔軟な仕組みが必要。老若男女が気軽に参加できる知能社会を望む。 |
| 8 幼保連携・一体化推進関連 | | | <1件> |
| 東京都 | 港区 | 豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区 | 特区構想全体への展開に先立ち、先行事例として芝浦アイランド地区において幼保一元施設の経済的社会的効果等を把握します。芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設します。午前中は幼児教育を中心に行い、午後は預かり保育を20時15分まで行うことを想定しています。3期休業は廃止すると共に食育の観点から給食を実施します。また幼稚園教諭と保育士の勤務条件の同一化をはかり同一クラス編成を実施します。また公設民営方式の運営方式の導入も検討します。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|--------|---|--|
| 9 | 生活福祉関連 | | < 53件 > |
| 北海道 | 士幌町 | 安全・安心特区 | 国民健康保険制度は健全な運営の確保が困難になってきているが、この制度的要因として、国保税の限度額が設けられていることによる中位以下の所得層における税の負担感の増加、納税意欲の減退が挙げられる。そこで高所得者層の占める割合が比較的多い士幌町においては限度額を現行の1.1倍までの範囲で設定できるとする特例を提案したい。町内において、限度額を支払っている世帯は約320世帯あり、全加入者の2割強を占めており、限度額を少額上げたとしても、この層の納税意欲に悪影響を及ぼすことは少なく、逆に中位以下の所得層への課税額を大きく減らすことができ、課税の不公平感を取り除き、納税意欲を増す効果が期待できる。 |
| 北海道 | 北海道 | 共同利用型の障害者居宅介護支援 | 障害者(身体障害者、知的障害者及び障害児)の居宅介護支援は、個々の障害者ごとに提供することとされているが、これを緩和し、家事援助及び移動介護について、1人の居宅介護従業者によるサービスを、複数の障害者が共同で利用することを可能とする。その際、共同利用の内容、方法等について、あらかじめ市町村、事業者等による調整を行うこととし、これにより、障害者の状態、希望等に応じ、効率的に適切なサービスを利用することが可能となる。 |
| 岩手県 | 雫石町 | (仮称)しずくいし・みんなで創るスクールバス構想 | バス事業は、地域公共交通の中でも特に住民に身近な「足」として、これまで重要な役割を果たしてきたところであるが、道路運送法の一部改正により需給調整規制が撤廃され、本町でも町内で完結する全てのバス路線が廃止となった。そこで、住民参加による生活交通ビジョンを策定し、NPOと協働でデマンドバスの運行を本年4月から行っている。継続して将来を担う子ども達の輸送サービスを確保するなど、よりよい地域交通は住民の手で創るため、本町に多く存在するホテル、旅館、民宿等が所有する自家用バスや人材を地域資源として活用し、スクールバスの運営を住民、NPOと行政が協働で行い、雇用の創出と暮らしやすい地域社会の形成を目指す。 |
| 宮城県 | 宮城県 | 公営住宅への知的・精神障害者単身入居容認事業(みやぎ知的障害者施設解体宣言の理念実現に向けて) | 現在、身体障害者については、自立可能な者の公営住宅への単身入居が認められており、知的・精神障害者についても自立の生活訓練を終え、入居後もサポート体制のある者の単身入居が可能となるよう特区制度において規制緩和を求めるものである。なお、入居資格が認められれば、心身障害者世帯の優先入居について配慮する旨の通達に基づき、割当住戸の確保等による居住支援が可能となる。 |
| 栃木県 | 藤原町 | 旅館ホテル介護構想 | 鬼怒川・川治と2つの温泉地をもつ観光の町として発展してきた藤原町は、現在「福祉・癒しの観光地」を目指す地域再生計画の認定を受け、町全体のユニバーサルデザイン化や、宿泊施設におけるデイサービスに取り組むなど、要介護高齢者等にも「自分らしくなれる町」として心豊かに過ごしていただけるよう様々な事業を推進しています。そこで、居住地ではない藤原町において、一定の期間滞在する要介護高齢者の方々にも、藤原町の居宅サービスを受けられるよう、介護保険法の規制緩和を求めます。 |
| 埼玉県 | 草加市 | 地域防災テレビ特区(災害時におけるテレビ空きチャンネルを利用した地域情報の発信) | ローカル放送の提供が困難な地域等で、特区の認定を受けた地方公共団体を対象に、災害時の対応を目的として、テレビ空きチャンネルを利用したVHF放送ができるようにする。これにより、地域に危急、緊急の事態等が生じた際、若しくはその恐れがある際に、地域住民がテレビ受像機を通じて正確かつ分かりやすく地域の情報に触れることができるようにし、地域の防災対策や避難行動、災害復旧活動、救援活動等の円滑化をはかる。 |
| 埼玉県 | 草加市 | 生き生き地域福祉特区(民生委員の推薦及び指揮監督権限を市町村長に委譲) | 近年、とすれば家族や地域社会での相互扶助機能が弱まる中で、地域社会福祉活動の最前線に立つ民生委員に期待される役割は高まっており、民生委員が市町村と密接に連携し、地域に即した社会福祉活動を展開できる体制を築く必要がある。同時に、この分野での都道府県の事務負担軽減をはかり、その役割を広域的かつ専門的分野での関与に重点化することが有益と考えられる。この趣旨のもとに、現行の民生委員制度について、市町村を責任主体とするものへ見直すよう提案するものである。 |
| 埼玉県 | 志木市 | 志木市地域密着型宿泊介護 | ショートステイは、家族の事情等により、一時的に居宅生活に支障がある場合に利用できるサービスとして重要です。しかし、ショートステイを利用する場合は、通常1ヶ月半から2ヶ月前に予約が必要であり、緊急時の利用が困難な状況にあります。市内にある単独型デイサービス施設では、私的契約により宿泊サービスを行っている状況を考えると、通い慣れた施設で「通い」と「泊まり」を組み合わせた機能は要介護高齢者及びその家族にとって極めて大切と考えますので、一定の人員及び施設基準を満たす場合に「志木市地域密着型宿泊介護」施設として指定するものであります。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|--------------------|---|--|
| 埼玉県 | 新座市 | 障がい者いきいきワーキング特区 | 現行制度では、最低賃金の適用を除外するためには、使用者が都道府県労働局の許可を得ることが必要となっており、この使用者への負担と許可にかかる時間的問題が、障害のある方の就労機会を狭める要因となっています。 障害者就労の問題点から、仕事への適性を判断し、職場経験を積むための一定期間(一年程度)を設け、その後都道府県労働局長への申請を行って仕事を続けるかを判断するといった過渡的措置が必要であると考え、その一定期間の最低賃金の適用除外の判断については、直接障害者就労支援センターを設置し、専門的知識を有し、障害のある方の実態を熟知している職員がいる新座市が行う特例措置を提案します。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 安全安心よこはま防犯特区 | 地域防犯力を強化させるには青色回転灯を装備した防犯パトロール車での巡回が効果的であるが、防犯パトロール車の業務範囲拡大や、市町村が防犯団体となる場合の移動中の防犯パトロール活動の容認といった特例措置などを提案・実現することで、行政と地域が連携した地域防犯力の強化を目指す。 |
| 福井県 | 武生市 | 地域自治振興特区 | 武生市では、旧町村単位(小学校区単位)に「自治振興会」を設立し地域自治を振興している。公共交通機関が希薄な地区では、スクールバスの運営や高齢者の方の通院等の事業化を希望している。 道路運送車両法では、人格のない団体にあっては自動車を登録することができないことから、地縁法人の取得を検討している。しかし、地方自治法では地縁による団体の認可要件を「不動産の権利等を保有するため」としていることから、不動産の取得見込みのない地縁組織は、法人格取得ができない。不動産を所有しない地縁組織が法人格を取得できるよう緩和し、自動車を所有可能とするなど、より効果的な地域自治の推進を図る。 |
| 福井県 | 武生市 | 里地里山再生特区(有償運送) | 武生市では、地域自治を推進するために条例を制定し、市内の旧町村単位の地区で「自治振興会」が組織され事業を展開しているが、公共交通機関が希薄な地区では、スクールバス運営や高齢者通院移送等の事業化を希望している。受益者負担を考慮し、自動車をわがまちづくりに活用することは、より効果的な地域自治の推進にも繋がる。 「社会福祉法人」や「NPO」に加え、地域福祉の増進やまちづくりの推進を図る活動を行う「地縁による団体」についても有償運送を可能にし、更に武生市の自治振興会が不動産を所有しなくても地縁による団体の認可を受け、公共交通機関が希薄な地域の課題に、地域に自ら解決できるよう緩和を図る。 |
| 長野県 | 小海町 | 医療と福祉連携特区 | 小海町は長野県の東部に位置し、人口5918人の法指定の過疎の町です。町を含む郡内に障害者の通所支援事業所がないため、ケアマネジメントに支障をきたしています。また、当地域は知的障害者が散在しているため、社会福祉法人による利用施設の開設が望めません。そこで、町内にある厚生連が運営する診療所の空病床を転換して、支援費対象事業所として通所授産施設を開設したいが、現行では厚生連は指定を受けられないため、指定を受けられるよう規制を緩和する。これにより、厚生連が医療と一体となって障害者福祉施設を運営することとなり、医療と福祉が連携した新たな地域づくりが行われ、一層の地域福祉の増進が図られることとなります |
| 長野県 | 長野県、木曾広域連合 | 生活を守る交通安全特区 | 公共交通機関の整備が見込めない「地方」においては、自動車が主な交通手段であり、住民生活においても企業活動においても重要な位置を占めている。地域住民の生活を守る交通安全には、地域のニーズを的確に反映させ、必要に応じて交通規制を実施する必要があることから、地域交通のあり方を検討する広域的な官民一体型の協議会を組織し、当協議会において結論を得た交通規制については、その結論に基づき都道府県公安委員会がこれを実施するものとする。 このことにより、当該地域の道路交通に対する安全性が向上し、地域住民による利用が増加するとともに、周辺地域への企業の進出が図られ、地域の発展へつながる。 |
| 愛知県 | 大口町、社会福祉法人 おおぐち福祉会 | 障害者地域生活看護ハートフル作戦 | ・社会福祉法人おおぐち福祉会は、身体障害者が有する能力を生かし自立生活を営むために、医療・福祉の総合的サービスを提供することにより、在宅で生活を送りながら地域社会に参加する一助となることを目指している。 そのために、訪問看護を利用している身体障害者が身体障害者デイサービス施設及びレスパイト事業所において、福祉サービス利用時に訪問看護を受けることが可能な制度を特区において実施する。 |
| 三重県 | 三重県 | 児童(障害児)デイサービス事業が対象としていない児童のデイサービス事業 | 児童(障害児)デイサービス事業の対象は幼児、学齢児となっていますが、中学生、高校生である、12才～18才未満の児童についても児童デイサービス事業の対象とし、介護保険法による指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所、知的障害者福祉法による指定デイサービス事業所、児童福祉法による指定デイサービス事業所にてデイサービスを利用できるようにすることで、養護学校、障害児学級に通学する障害のある中学生、高校生の夏休み等の日中活動の場を確保し、保護者への就労支援、レスパイトを図ります。 |
| 大阪府 | 箕面市 | 医師等による研修を受けた教職員と訪問看護師が公立小中学校で医療的ケアを行う特区 | 地域の学校でともに学び、ともに生きることを基本に、日常的に医療的ケアを必要とする子どもの就学を支援するために、医師法第17条の特例を導入し、主治医・学校医の指示と看護師の指導のもと、実践的シミュレーション研修を受けた教職員が、保護者の同意を受け、口腔内吸引・経管栄養・自己導尿補助等主治医・学校医の指示の範囲内の医療的ケアを学校教育活動の中で行えるようにする。健康保険法第88条第一項の訪問看護療養費について「居宅」の解釈を学校に拡大することで、特例を導入し、訪問看護師を学校に派遣し、医療的ケアの実施及び日常的な教職員の直接指導をできるようにする。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|-------|--------------------------|--|
| 大阪府 | 大阪府 | 障害者の地域生活支援特区 | 1、身体障害者及び知的障害者の外出時における移動介護は、国通知により「余暇活動等社会参加のための外出には通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上本制度を適用することが適当でない外出は含まれないものとし、原則として一日の範囲内で用務を終えることが可能な外出とする。」とされているが、いわゆる通勤、通学に関して利用特例を認めることにより外出困難な障害者への社会進出が促進される。 2、知的障害者のグループホームの定員が国基準において4人～7人とされているが、3人からの特例を認めることにより、住宅の確保が極めて容易になりグループホーム数の増大につながる。 |
| 兵庫県 | 芦屋市 | 公立病院効率化構想 | 芦屋病院施設内において個人診療所を開業することにより、一層の診療連携推進による患者への安心提供を確保するとともに、病院が現在保有する資源の有効活用が見込まれる。 市有地内での保険調剤薬局、小売販売事業の運営実施を目的に、市有地を民間事業者に貸すことにより、患者及び地域住民の生活面での利便性向上、地域経済の活性化及び国が推進する医薬分業を図る。 地方公共団体が開設する病院における病床数に対する特定療養環境の規制緩和を実施することで、病院事業収入の確保と入院患者の満足度向上を図る。 |
| 兵庫県 | 兵庫県 | 災害医療支援拠点構想 | 兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害に対応できるよう、災害時における医療の提供及び平常時における救急医療の提供を行う「兵庫県立災害医療センター」を整備したところである。 今後、「兵庫県立災害医療センター」に調査・研究、研修・訓練機能を充実するとともに、周辺防災関連施設・機能との連携を強化し、国際的な災害医療支援拠点としての整備を図るため、次の措置を再提案する。 外国人研修生の医療従事に関する規制緩和 |
| 愛媛県 | 松山市 | 生きいき介護推進特区構想 | 松山市においては、近年、痴呆性高齢者グループホーム等が急激に増加し、サービスの質の確保が困難になってきている。 今後も財政基盤の強化を図り、質の高いサービスを確保していくため、痴呆対応型共同生活介護と特定施設入所者生活介護の指定権限を利用者などに最も身近な市町村に付与するとともに、介護老人福祉施設等と同様に転入元の市町村が引続き保険者となることとし、計画的な介護保険事業を運営していくものである。 |
| 愛媛県 | 愛媛県 | 愛媛PET推進特区 | 院内製造されたPET用FDG製剤を、近距離の医療機関で、かつ、輸送中の品質保持、放射線防護対策が整うことを条件に院外への提供を容認する。 |
| 福岡県 | 福岡県 | 児童と高齢者のふれあい交流・子育て支援構想 | 児童は放課後児童クラブ、高齢者はデイサービスセンターと縦割りで区分するのではなく、子育て支援及び児童と高齢者の交流を図る場所として、介護保険法上の指定通所介護施設(デイサービスセンター)は要介護高齢者の専用には供しなければならないという規制を緩和し、デイサービスセンターに放課後児童の受入を容認するもの。 |
| 福岡県 | 福岡県 | 地域密着型介護サービス提供支援構想 | 高齢者が住み慣れた地域で、多様な介護サービスが利用できるよう、介護保険法による痴呆性高齢者グループホームの規制を一部緩和し、痴呆性高齢者グループホームの空き部屋をショートステイサービスとして利用できるようにするとともに、痴呆性高齢者以外にも医療的ケアが必要のない軽度の要介護高齢者のショートステイの利用を認めるもの。 |
| 長崎県 | 新上五島町 | 複合病棟(病院)に関する診療報酬制度の基準の緩和 | 1つの看護単位で一般病床と療養病床の複合を可能にすることにより、高齢化比率の高い離島に所在する100床未満の病院の受診率を高め、経営健全化が図られ、住民の島外入院等を防ぐことになる。 |
| 宮城県 | 個人 | 保険薬局公益施設構想 | 保険調剤薬局は病院等と同等の患者利用がある。病院等は都市計画法上公益施設とされるのに対し、保険調剤薬局は日常生活店舗と定義されている。公益施設である病院等は許可不要で市街化調整区域内に新規立地できるが日常生活店舗の保険調剤薬局においてはその限りではない。さらに宮城県ではさらなる規制も記載されている。構想想定地区はその距離の規制内に立地している為、日常生活店舗の保険調剤薬局はそれらの近くに立地できない。保険調剤薬局を公益施設とし、構想想定地区に保険調剤薬局を建築して医薬分業を実現し、利用患者の服用薬の管理および情報の提供を行い医療の質の向上および医療事故抑止等を実現することを目的とした。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|----------------------|--------------------------------|---|
| 東京都 | 株式会社東京リーガルマインド | 医療分野における自由化特区提案 | (1)混合診療を解禁し、利用者の医療機関選択の幅を広げる (2)医療広告規制を緩和し、医療機関と利用者の情報のミスマッチを解消する (3)医師派遣の規制を緩和し、医療関係者の人材交流活性化と医療機関内部の透明化を図る (4)診療報酬を自由化し、医療資源の効率的活用を図る 以上の4点を通じて、良質な医療サービスの提供を目指す |
| 東京都 | 医療法人財団 河北総合病院 | 杉並救急医療特区 | 東京都杉並区における救急医療体制の充実、日本の救急専門医の不足を補完する為に、古くから救急専門医の臨床研修教育が充実し、多くの救急専門医が一貫した救急診療に携わっているアメリカ(米国)の救急専門医を招聘し診療及び指導をさせる。そのために、日本の医師国家資格を有さない者の医療行為を禁止する医師法の特例を一定要件を満たした場合に認める。これらにより、病状の訴えのある外来患者をトリアージから始まり、第三次救命救急診療まで継続的に診療する体制が整っているアメリカ(米国)の救急医療を行い「杉並ER」を実現する。 |
| 東京都 | 医療法人財団 河北総合病院 | 構造改革特区制度 特例措置決定過程変革プロジェクト | 特区制度の目標を達成する為に、現在障壁となっている規制所管省庁の意見を参考のみとし、規制の特例を設けるか否かのプロセスを改正する。具体的には第三者からなる評価委員会が規制の特例措置の成否を判断し、その一切の責任を負う。尚、規制所管省庁の意見は参考とするが、最終判断は評価委員会が行う。これにより、規制の特例を容易に設けることができ、その特例措置に関する活動を十分に検討・評価する点に重点をおくことにより、特例措置の有用性が客観的に証明できる制度となる。 |
| 東京都 | 東京大学医学部附属病院 | 健康づくり特区 | 東京大学医学部附属病院は、「健康づくり特区」を東京都文京区内で実施する。この特区では、保険診療を受ける患者に対し、高度な医療(以下、高次医療)を付加的に提供する場合に、届出を行うことで保険診療との併用を認め、保険外診療以外のものについて保険請求を認める「高次医療」の創設など5つの項目の実施により、先端医療や高次医療の開発と実践、個々の患者に最適な医療の提供を目指すものである。本構想は、規制の特例が認められれば、病院内での必要な審査を経て、すぐにも実施可能である。特例を求める法令は、医療法、健康保険法、薬事法等の医療制度の根本を形成する法令であり、多岐にわたっている。 |
| 東京都 | 特定非営利活動法人 福祉交通支援センター | 特区の特例措置1216番の早期の全国展開(セダン型特区計画) | 国自旅240号通達の4.(3)「使用車両」について、福祉有償運送の場合は、いわゆる福祉車両のみの使用が認められているが、普通車両(セダン型など)の使用も認めるべきである。本年度実施されている構造改革特区事業が上記のモデル実施にあたるが、特区と全国化された運営協議会の設置を自治体に求めることは困難であり、設置が早急に全国化すべきである。 |
| 東京都 | 個人 | 太陽、水素エネルギー・プラントを造成するプロジェクト | 三多摩廃棄物処分組合が造成中のエコセメント工場のプロジェクトに対する補助金を中止してください。工事現場下流の下谷入沢玉の内川平井川にはしばしば濁水被害が生じている。また、原料の焼却残渣には、重金属、ダイオキシン類、窒素酸化物など有害物質が高濃度に含まれている。このような危険なプロジェクトは中止して、エネルギー革命の担い手となる太陽電池プラント、燃料電池プラントを国家プロジェクトとして造成する。 |
| 東京都 | NPO法人CCCNET | NPO法人による多様な働き方をすすめる人材派遣特区 | NPO法人の人材派遣業の取得により、地域の再就職を希望している女性やシニアに、短期間労働及びワークシェアリングなどの多様な働き方を提供し、雇用のミスマッチを解消及び地域経済活性化を図る。また、既存の人材派遣を活用し得ない小規模事業所などのIT化の促進に、求職者のキャリアアップ・キャリアカウンセリング・キャリアデザイン構築などの教育等を提供することにより、子育てが一段落した後に再就職を希望する女性や雇用情勢が他の年代層に比べて極めて厳しい状況にある中高年層の求職者を中心に雇用機会が拡大し、就職者数の増加に寄与する。 |
| 東京都 | 個人 | 「要介護状態の改善を進める「介護保険特区」」構想 | 現行制度では、要介護者への介護サービス提供に関し、その提供量に応じて介護報酬が支払われる。この仕組みの下では、一般的傾向として、要介護度が改善されてサービス利用量が減ると、事業者に対する介護報酬も減少する。要介護状態の改善が進まずに介護給付費が膨張する原因の一つはこの点にあるのではないかと、そこで、解決策として、事業者を要介護状態改善に誘導する制度上の措置を提案する。即ち、介護対象者の要介護状態改善によって事業者に減収が生じた場合、減収分を一年間程度補填するものとする(=事業者への成功報酬の支払い)。このインセンティブにより、事業者が要介護状態の改善に向かうよう誘導することを目的とする。 |
| 東京都 | 個人 | 児童養護促進施設構想(現児童養護施設) | 1)新規 「児童養護促進施設」の構築、全国各域に1箇所、計5箇所 2)施設の規模、種類 (各箇所宛)敷地2万坪、建物5千坪、鉄筋3階建、各種運動設備、野菜生産設備、食品生産加工設備(パン、麺類、等) 3)入所者定員 50名 宿泊室50室+両親の宿泊設備 4)職員定員 50名 宿泊室10室 5)専門職員 栄養士・調理士、スポーツ指導士、精神身体管理士、職業士 6)経営主体 公益法人 7)設立費用 国費5億円、自治体費2.5億円、民間費 2.5億円 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|--|---|--|
| 東京都 | 医療法人社団 協立歯科クリニック デュボワ、株式会社ジーシー、PIO国際歯科センター株式会社 | 外国歯科医師による高度歯科技術教授特区構想 | 外国歯科医師が、病院以外の診療所における研修会等でも、教授を目的とした歯科診療ができるようにする。 |
| 神奈川県 | (有)オクヤマエンタープライズ | 地域に愛される美容室を目指すソーシャル・アーティスト特区構想 | 美容組合が訪問美容活動を推進し、福祉施設病院等と訪問美容に関する契約を結ぶ。組合員を福祉施設、病院等に派遣し訪問美容を行う。また、寝たきり老人宅からの在宅への訪問美容要請の電話受付をする。組合は訪問美容を行う際、寝たきりの状態でも散髪ができる新しい美容機器を組合員に貸し出し、機器使用に対して対応する新しい美容技術の教育を行い、かつ軽度の介護技術の教育も行い、訪問美容時の事故防止に役立てる。また美容室は待合の設置義務があるので、待合のスペースをお年寄り・障害者等が外出時の緊急回避所と開放し、訪問美容での経験を生かして緊急回避に来たお年寄り障害者に対応する。 |
| 長野県 | 企業組合アップル工房ウエダ、企業組合アップル工房イダ、有限会社ヒグチ | 自立に向けた障害者の多様な職業生活の選択を可能とする就業環境の実現をめざす特区構想 | 「企業組合アップル工房」は、障害者の働く場を創出することをめざし、長野県の飯田市、上田市において障害者自身の起業により設立されました。私達の目標は、将来的に、障害者が福祉的支援に頼り、一方的に支援を受けるだけの存在から、健常者と対等に働き、自立に足る収入を得て、税金の納付をはじめとする応分の社会的貢献をなす存在へと変わっていくことでもあります。そのための機会が障害者に与えられなければなりません。在宅就業、起業も含め、より広い観点から障害者の就業環境を整備していく必要があります。このため、障害者雇用事業所や障害者への発注も障害者雇用率においてカウントできるよう制度の見直しを行うことを提案します。 |
| 岐阜県 | 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団 | 施設外作業訓練授産施設構想 | 現在、岐阜市社会福祉事業団では知的障害者関係施設、事業として通所授産施設と分場、通勤寮、グループホーム、就労促進事業、障害者就業・生活支援センター事業を実施し、それらの有機的連携を図りながら事業を進めているが、授産施設では下請け作業の減少、その他では解雇や勤務時間の減少など訓練生の生活が圧迫されてきている。そんななか大きな資本投下を必要としない授産活動として施設外作業訓練を目的とした授産施設を計画した。公の施設、公園、広場、河川敷等の清掃や民間事業所や個人の家の清掃を請け負うことができる体制をつくり、訓練生の作業範囲の拡大を図るとともにその意欲の向上や生活の安定に結びつける。 |
| 愛知県 | 愛知医科大学高度救命救急センター | ドクターヘリ安全運航のための架空線標識の設置 | 架空線の標識設置については航空法には法上の準備があるところである。ドクターヘリの運航主体としてはその運航上の特殊性から高圧線等との接触事故を恐れていた。ところが恐れていたことが報道機で実際に起こり、ドクターヘリ出動の度ごとに戦慄を覚える。2度にわたる提案や事故を契機に国では検討が行われて一応の方針が決定済みである。ところが全国一律の方針であり特区としてのドクターヘリのフィールドに対する回答は考慮されていない。ドクターヘリの運航の特殊性やその社会的な使命を充分認識して法どおりの60m以上の高圧線に対して早急な対応を要望する。 |
| 愛知県 | 愛知医科大学高度救命救急センター | 愛知ドクターヘリ基地周辺架空線に対する照明付標識の設置 | 愛知医科大学のドクターヘリ基地は諸般の事情から臨時ヘリポートで運営している。基地周辺には高圧線等もあり冬季薄暮以降に帰投するヘリコプターに対し悪天候時は安全運航が危惧される。幸い法に準備もあるところから、ヘリポートの資格のことは別にして事業の社会性を考慮し特区として特別に照明付障害標識の設置を要望するものである。事業主体は救命救急センターという社会資本で受けており、又国費・県費で運営されていることを考慮してほしい。 |
| 愛知県 | 特定非営利活動法人 雑木林物語(ざつぼりんものがたり) | 向こう三軒両隣ご近所づきあい再生特区～多世代交流自然村計画 | 1)ゾーニングにより区分化され点在している人・モノ・サービス(「仕事」「商業」「娯楽」「福祉」など)の機能を生活の場に近づけるとともに、地域地区制による建築制限の一部緩和。 2)セットバックして建築された住宅等の敷地に、公道へ接する幅員4mの道(延長敷地)を設置する義務の緩和 3)地域地区制の一部緩和により、ホテルや住居機能等を有する複合的施設の建設とヘルパーの派遣先を「居宅」とする定義の見直し |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|---|---------------------------------|---|
| 愛知県 | NPO法人移動ネットあいち、NPO法人たすけあい三河、NPO法人たすけ愛・手をつなごう会、NPO法人自立支援センター四岳館、たすけあいのぞみ、NPO法人大樹の会、ほっと愛、やさしい手、NPO法人ラルあゆみ、NPO法人西三河在宅介護センター、NPO法人くるくる、市民フォーラム21・NPOセンター、NPO法人サポートハウスアイビー、NPO法人ノッポの会、NPO法人たすけあい名古屋、NPO法人ボランティアネイバース、さわやか名城、NPO法人かくれんぼ、NPO法人あたたかい心、NPO法人介護サービスくら、NPO法人すけっとファミリー、くらしのサポーターさわやかさん、NPO法人ケアサポーターさわやかとよあけ、NPO法人絆、社会福祉法人知多地域障害生活支援センターらいつ、NPO法人もやい、NPO法人ゆめじろう、NPO法人ふれあいネットワーク美浜、NPO法人さわやか豊田、NPO法人さくらの社、NPO法人ネットワーク大府、NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知、NPO法人ふわり、NPO法人菜の花、NPO法人孝行の会、NPO法人つみき福祉工房、NPO法人ひだまり、NPO法人ベタニアホーム、NPO法人りんりん、地域たすけあいの会つどい、NPO法人東海市在宅介護家事援助の会ふれ愛、NPO法人ゆいの会、地域たすけあいあゆみ、NPO法人地域福祉サポートちた、NPO法人あかり、NPO法人在宅福祉のじゃがいも、イキイキライフの会、NPO法人ワーカーズかすがい、社会福祉法人けやき福祉会れすば、あいの会春日井まごころ、NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ、NPO法人あいち福祉サービス、NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ、福沢福祉ネットワークなおい、NPO法人さわやかファミリーサポートセンター、NPO法人ふれあいサロンさんさんガーデン | ボランティアによる福祉有償運送の規制の緩和 | 愛知県下でボランティアによる福祉有償運送を実施する非営利団体(NPO、NPO法人、社会福祉法人等)55団体がNPO法人移動ネットあいちに参加した。NPO法人移動ネットあいちが道路運送法第80条第一項の許可要件(ガイドライン)を尊重し、利用者に安心と安全を提供する自主的活動を行うことを目的に発足した。その活動の過程でガイドラインによるさまざまな混乱に直面し、現状のままで推移すれば国土交通省と厚生労働省との連名で公表された平成18年3月までを重点指導期間として非営利団体の業務の適正化と許可の取得を指導、啓発を図ることとなった方針の実現に疑念が生じた。 |
| 京都府 | 明治鍼灸大学 | 東西医学による統合医療特区 | 明治鍼灸大学は我が国で初めて認可された高度な知識と技術を有する鍼灸師養成を目的とした4年制大学であり、その設立においては附属病院を設置することが義務付けられた。しかし、保険医療機関内での鍼灸治療は混合診療の禁止に抵触することから教育研究活動に一定の制限を強いられてきた。その様な状況下でも臨床研究を積み重ね、東西医学による補完医療の有効性・有用性を明らかにしてきた。一方、欧米では、新しい医療の構築と医療費抑制を目的として補完代替医療が積極的に取り込まれ、素晴らしい実績をあげている。そこで本学附属病院において鍼灸治療を行い、東西医学による統合医療の医療モデルを科学的な根拠に基づいて構築する。 |
| 京都府 | 特定非営利活動法人丹後福祉応援団 | 通所介護事業所でのはり師・きゅう師業務の実施 | はり師・きゅう師を通所介護事業所での機能訓練指導員とし、通所介護事業所内でははり・きゅうのサービスを実施可能とすることにより、利用者である高齢者に総合的なリハビリテーションを提供できるようにする。 |
| 大阪府 | 社会福祉法人 美木多園 | 要介護高齢者が住み慣れた地域で安心して生活出来るまちづくり構想 | 特定施設入所者生活介護事業を社会福祉事業に含めることにより、社会福祉法人が資金の確保や借地の条件などの面で他の社会福祉事業と同じ規制緩和を受けることができれば、「介護付き有料老人ホーム」事業への参入が容易になります。このことを通じて地域や利用者のニーズに合った介護が可能となり、ひいては介護保険制度の理念に沿った高齢者対策の推進に寄与するものと考えます。 |
| 大阪府 | 個人 | 人工呼吸器使用者のための介助人に吸引を許可する介助特区 | 在宅療養の人工呼吸器使用者は確実に増えている中で、医師法等の規制に特例措置を設け、一般の介助サービスでも人工呼吸器使用者に痰の吸引を行うことを可能とする。この規制の特例措置ができれば、民間ヘルパー等でも人工呼吸器使用者の吸引介護を実施できるようになり、家族の介護負担軽減とケアレスミス(不注意による事故)の予防と安全性の向上につながる。共に、介護の現場での業務分担の錯綜などを回避し、地域介護全体のスキルの向上と効率化が期待できる。 |
| 大阪府 | 財団法人成研会付属汐ノ宮温泉病院、医療法人ハタクリニック | 民間医療機関主導による医薬部外品の開発・製造プロジェクト | 当医療機関では、複数の食品添加物を一定比で組み合わせることにより、医療現場のニーズに即し、実用的で生体にやさしい消毒液の開発に成功した。これを薬用石鹸や口臭・わき臭防止剤等(医薬部外品)として、入院患者に使用させることにより、治療の効果を高め、早期の社会復帰を促進することが可能となる。このためには、薬事法による医薬部外品の承認申請手続きを簡素化し、一民間医療機関主導による医薬部外品の製造等を容易にすることが必要である。このことは、新しい医薬部外品の創出の可能性を広げるとともに、医薬品業界等の活性化にもつながるものである。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|---------|------------------------------|---|---|
| 岡山県 | 三統企業株式会社 | 高齢者施設並び交通災害遺児等児童養護施設併用特区構想 | 提案の主旨は、今後予想される介護保険等高齢者対策、児童養護(児童福祉)対策の二元的施設の一体化による、高齢者個人の負担を軽減し、長期的、「国・地方自治体の財政」の補完を志向したものであります。しかし乍ら、省庁を横断する施策による窓口の煩雑さ、施設並び設置基準の相違・省庁の通達・省令等と地方自治体との施策実効性隘路がプロジェクト推進の阻害要因に成って居る。今後、益々地方自治体に権限が付加される事と成る事と思いますが、国の指導を考慮し、省庁を縦横断する複合施設に対する、実効性を判断する機関の設置・更にはその機関の指導による、協議窓口等の一元化を希望する。 |
| 岡山県 | 個人 | 民間や地域の知恵が主導する経済社会システムの構築のための地域福祉連携センターの設置 | それぞれの組織、社会資源が専門性を深める中、住民にとって一番必要な情報提供ができる働きを担える、相談窓口以前の総合受付をつくることによって総合的な情報を提供できるシステムをつくり、その拠点をつくる。地域経済の流通のなか、福祉の情報や地域型在宅介護支援センターの情報もチラシとして、掲示していただくなかで、地域住民をターゲットとしたサービスの紹介ができ、関係各機関との連携、また地域からの刺激をうけることのできるシステムを作る |
| 香川県 | アテタジャパン | フィリピン介護士の日本国内老人福祉施設へ紹介計画 | 介護士受入に現在交渉中のFTAで我が国も条件付で決定している。フィリピンは看護師は国内でも不足気味で介護士の受入のみを希望しており、カナダ、北米では優秀な人材の介護士を受入れており、我が国も年々若い介護士の不足と併せて、老人の増加を考慮し速やかに受入を決定せねばならない。但し受入には一定の条件も必要で、現地の国家試験合格者が我が国のODAの援助で日本語を取得した健康で明朗な人材の確保。又国内施設でも受入枠の設定を行い、より充実したサービスの向上と経費の削減により施設の経営を充実させ、現地では優秀な人材の育成が大切で受入数も徐々に増加に実施する。 |
| 山口県、広島県 | 医療法人 新生会、社団法人 中国地域ニュービジネス協議会 | 一般医療法人における配食サービス特区構想 一般医療法人に対する収益事業の規制緩和構想 | 一般医療法人の有する設備や資産を有効に活用して在宅居住者に配食サービスを提供する。現行の医療法第42条においては、医療機関外部への食事提供(配食サービス)は一般医療法人の附帯業務として認められていないため、同法の規制の緩和を求める。社会的効果として、特区区域内において、利用者様の、より一層の利便性を図る。また、介護予防の観点から、体調・体質にあわせた食事を提供することによって、利用者の日々の健康管理の定着、在宅生活の維持、または在宅回帰を促進するサービスを提供できる。提案主体においても、既存の設備・人材の有効活用、職員のサービスの質の向上により大幅な効率化がなされる。 |
| 東京都、鳥取県 | 社団福祉法人こうほうえん、アポプラスステーション株式会社 | 中国人看護師の介護福祉士要請プログラム | 高齢社会を既に向かえ、今後介護専門職員の不足が予測される日本に、今後急速に高齢化が深刻となり、高齢者福祉の基盤整備が必須となる中国より、看護師経験者を介護技術研修生として受入、実地教育することにより、日本の介護専門職不足の解消と中国の介護専門職の育成を目的とする。2000年より中国人看護師の受入と育成実績のある社会福祉法人こうほうえんが主に育成と就労場所の提供の役割を担い、人材ビジネスを事業の柱とするアポプラスステーション株式会社が協働することにより、中国人看護師の受入・介護技術の取得・就労を事業化する。 |
| 10 | まちづくり関連 | | <30件> |
| 埼玉県 | 志木市 | 地方自治解放特区 | 地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。 |
| 千葉県 | 千葉県 | 千葉ニュータウン民間共創まちづくり特区構想 | 千葉ニュータウンの整備を推進し魅力あるまちづくりと千葉県北総地域の振興を図るためには、社会経済情勢等に応じて事業手法を見直しまちの成熟化を促進する必要がある。そこで、拠点地区の戦略的整備や多様な宅地需要への迅速な対応等を通じ民間事業者等の活力を十分生かしたまちづくりを進めるものとし、以下3項目に係る新住宅市街地開発法の規制緩和を提案する。 (1)民間ニーズに応えるための「複合機能用地」の新設、及び当用地内での各種規制の緩和 (2)民間事業者への分譲可能面積基準及び戸数要件の撤廃 (3)自己居住規定の緩和及び権利移転に係る承認手続きの撤廃等 |
| 東京都 | 千代田区 | 千代田区総合まちづくり推進特区 | 現在は建築物の延べ床面積1万㎡以下に制限されている建築確認、建築許可、中間検査、完了検査、特殊建築物定期調査報告書調査、建築設備定期検査報告書調査及び違反建築物取締のほか、八王子市及び町田市など多摩地区8市には認められてる中間検査特定工程指定、特例容積率の限度の指定等の事務を全て千代田区において処理することにより、既に特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)により建築物の延べ床面積に無関係に東京都知事から千代田区に委譲されている都市計画に関する許認可事務の処理と合わせて、主体的かつ総合的なまちづくりを推進する。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|----------------|-------------------------|--|
| 東京都 | 千代田区 | 立体道路整備特区構想 | 自動車専用道路等の新設又は改築時に限られている立体道路制度を、特区内では一般の既存道路に対しても適用することにより、公共施設の整備が課題となっている中心市街地の交通結節点等において、既存の道路交通機能を維持しつつ民間の開発事業等とともに歩行者空間等の改善・創出を早期に実現する。 |
| 福井県 | 福井市 | 歴史的建造物復元特区 | 福井城下の市街地中心部は、福井を代表する先人の勇気や英知に触れ合える歴史的遺産が点在している。 市では、市街地中心部の都心としての諸機能の集積によるにぎわいの再生に加え、郷土の歴史的建造物の復元を行うことなどにより「歴史のみえるまちづくり」を行うことで、地域住民が郷土に対する誇りに裏打ちされた自立の精神を確立し、地域経済の活力に相乗効果を醸成しようとしている。 このため、市街地中心部において住民の期待が高まる歴史的建造物の復元の場合に、特殊建築物が3階以上は耐火建築物とする規制を緩和することで、地域の活力に弾みをつける。 |
| 福井県 | 福井市 | 不死鳥福井特区(よみがえれ不死鳥のまち福井) | 7月18日に発生した福井豪雨は、家屋被害のほか、農・林地や企業などに多大な被害をもたらした。早急な災害復旧と被災者支援のため、激甚災害(本激)の指定を受けた災害を行政区域に含む市も、「宝くじの販売」を可能にし、福井市が発売することで、財源を確保する。また、浸水対策として、被災地にある都市公園に雨水の貯留施設を設置するため、現在2ha以上の都市公園にしか認められない地下占有物件の設置の要件を、2ha未満の都市公園でも可能とすることで、安全・安心な生活環境を確保する。これらにより、度重なる災禍に火の鳥「不死鳥」のように甦ってきた不死鳥福井の完全復興を図る。 |
| 長野県 | 長野県、木曾郡町村会 | 「クマやサルを成敗するぞ！」忠犬特区 | 熊や猿などの野生鳥獣による被害が増えていることから、その対策として、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を受け、当該市町村の認定を受けた犬については、放し飼いができるよう基準を緩和する。 このことにより、野生鳥獣が人里に近づくことを防ぎ、被害を最小限に留め、地域住民の安全確保と野生鳥獣の保護を目指していく。 |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 回転灯、点けて守るぞわがまち特区 | 岐阜市には、地域の課題を地域が自らの力を発揮することによって、その解決を図り、それが、互いの結束を固め、新たな活動を誘発するといった好ましい循環を生み出している例がいくつかある。これらの活動の一つとして、長い歴史を持つ専任の水防団活動がある。 本特区は、水防団が行う河川堤防等のパトロールにおいて、パトロールに使用する車両に着脱式のオレンジ色回転灯を装備使用できるようにするものである。これによって、これらの水防活動時の安全性、市民のこれらの活動に対する士気を高めようとするものである。 |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 柳ヶ瀬地区居住とにぎわい創出特区 | 岐阜市柳ヶ瀬地域にあっては、近年、百貨店などの撤退により、まちの空洞化が顕著となっており、都市開発事業の促進や都心居住施策の推進によるまちの活性化が求められている。 これにこたえて、平成15年7月に当該地域は都市再生緊急整備地域として指定を受けたところである。さらに、民間再開発の誘導と都心居住の促進のため、建築基準法第56条による道路斜線制限の適用除外区域を定めること及び同法52条第2項による道路幅員による指定容積率の上限制限の規制を緩和することにより、密集市街地の不燃化及び都市再生の促進、居住とにぎわいの創出を図るものである。 |
| 静岡県 | 掛川市 | 生涯学習土地条例特区 | 掛川市生涯学習まちづくり土地条例に基づき指定された満水・東山口地区の特別協定区域において、地域住民主体に策定されたまちづくり計画を実現するため、これまでに市は、農村地域工業等導入促進法にもとづく農工計画を策定し、掛川市全額出資の公益法人を事業主体に新エコポリス工業団地の造成事業を実施しております。今後さらにまちづくり計画を推進し、雇用の確保と掛川市の自立を目指し、第二期の工業団地を推進しております。この市条例にもとづく特別計画協定区域内に限り、地方公共団体出資の民法34条法人による団地造成工事を目的とした事業に対し、農地転用許可基準の緩和について提案します。 |
| 愛知県 | 豊川市、いなり楽市実行委員会 | とよかわイナリズム(豊川稲荷住む)手筒花火特区 | 日本三大稲荷のひとつである豊川稲荷を有する本市において、観光による交流人口を世界規模で増加させ、また、本市特有の文化を背景とした地域コミュニティを、規制緩和により増進させ、定住人口の増加を図る。 特に、本市の定住人口の増加のためには、地域コミュニティの増進による「郷土愛の育成」が必要である。 本市の地域コミュニティ形成の根幹である祭事、特に本市独特の文化である「手筒花火」の奉納は、市民の誇りとするところであるが、その奉納には、規制により年齢制限が設けられており、地域コミュニティの増進が阻害されている。そこで、規制緩和を行い、地域コミュニティの増進による定住人口の増加を図る。 |
| 京都府 | 京都府 | 住みよい京都府・府営住宅拠点特区構想 | 量から質への転換が求められている公営住宅について、既存ストックの有効活用を図るため、全国一律の規制を撤廃し、事業主体の裁量で地域毎に最適な状態を実現する。具体的には本府の特徴に応じた外国人研究者や留学生等の優先入居枠や、良質な安価な住宅による子育て等支援として2子以上世帯や新婚世帯の優先入居枠の設定を可能にし、また、単身入居可能にDV被害者等の追加も行う。さらに、入居者、地域との良好なコミュニティー確保にNPO法人等へ、利便性の向上とコミュニティー拠点の形成に商業施設等へ建物や敷地の目的外利用を可能するなど、府営住宅を拠点とし、快適な住宅を確保し、安心して暮らせる住みよい京都府の実現を目指す。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|----------------------|---|---|
| 大阪府 | 松原市 | 多様な人材活用による市税財源確保構想 | 松原市では、地方分権推進の理念に基づき、地方公共団体の自己決定、自己責任の拡大により、住民と協働して多様な地域づくりを目指しています。その為には、今後とも自主財源の根幹である市税確保が特に大きな課題です。しかし、現在の市税収入は市の歳入の36%に過ぎず、財政健全化が市政の最重点課題となっており、早急な対策が求められています。そこで、具体的な対策として、まちづくりの原点である市税の確保に向け、現在地方税法で市吏員に限定されている徴税吏員を、その他特に市長が吏員相当と認められた者に徴税吏員を委任し、一層の市税確保を目指すものです。 |
| 大阪府 | 大阪府 | 阪南スカイタウンまちづくり推進特区 | 阪南スカイタウンは、地価下落をはじめ厳しい社会情勢の影響を受け、当初の計画どおり分譲が進まず、事業計画が長期化しており、街の早期熟成に向けた取り組みが急務となっている。そのため、住宅需要者の多様なニーズに対応し、民間のノウハウを活用して街の早期熟成を図るため、民間住宅建設事業者へ宅地を譲渡する、いわゆる民間卸しに係る次の規制緩和を実現して、阪南スカイタウンでの良好なまちづくりの推進を着実に達成する。 |
| 広島県 | 三次市 | 共生推進三次特区 | 本年4月に合併した本市は、まちづくりの将来進むべき方向性を「地域社会を構成する様々な人々と行政が連携し、支えあう協働のまちづくり」として、外国籍市民を支援する日本語教室や生活相談所を開設するなど積極的に推進している。地域の活性化は、地域で共に生活する外国籍市民の参画なくして、実現できない。 地域における「自治のまちづくり」の推進にあたっては、外国籍市民への期待と役割は大きく、同時に民主的な市政の確立のため、一定の要件を満たす外国籍市民の選挙権を保障することを求めるものである。 |
| 福岡県 | 志摩町 | 志摩町田園居住のまちづくり構想 | 志摩町は、豊かな自然が数多く残された田園景観のふさわしい町で、現在、「志摩町田園居住のまちづくり構想」に基づき、田園風景につつまれたゆとりのある優良田園住宅地を確保し、優良田園住宅の建設の促進に関する法律による優良田園住宅の建設を進めているところである。想定している住宅地は、現在耕作されていないみかん園、畑等を含む丘陵地等であり、既存の樹木、現況の農地等をできる限り残したゆとりのある敷地を確保し、居住者が家庭菜園等として活用することを予定していることから、構造改革特区の指定により、農地の権利移動に関して緩和を行うことによって円滑かつ迅速に構想実現を図るものである。 |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 衆議院議員総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官の国民審査の期日前・不在者投票の衆院選と同時に実施構想 | 宮崎県において、時期衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査から、国民審査の期日前・不在者投票を衆院選と同時に実施できるようにする。 |
| 北海道 | ふるさと銀河線存続運動連絡会議 | ふるさと銀河線DMV特区構想 | 北海道ちほく高原鉄道ふるさと銀河線に、鉄道も道路も走行できるデュアル・モード・ビークル(DMV)を導入し、北見都市圏を中心に、鉄道と道路を一体としたきめ細かい地域交通ネットワークを構築すると共に、同線の沿線地域による支援財源として、ゼロ金利債を導入する。 同線には、知床・オホーツク圏への鉄道アクセス手段として、札幌～北見～網走・斜里間直通特急を走らせる別の構想があるため、特急など鉄道車両とDMVが同一線路上を走行する上で、「鉄道敷を道路とみならず規制緩和」が必要である。また、「ゼロ金利債」の具体的施策の展開のため、「コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用規制緩和」が必要である。 |
| 栃木県 | 個人 | 運動公園前ニュータウン計画 | 「運動公園前ニュータウン」を実現するためには都市計画法第34条10号イ、同法施行令第31条を3ha以上20haに緩和してほしい。 |
| 埼玉県 | 株式会社 パルテきたこし | 歩道状公開空地の利用による駐輪対策 | 北越谷東口駅前再開発ビル周辺の私有地(歩道状公開空地)に無秩序に増え続ける不法駐輪対策として、歩道状公開空地を利用したコイン式駐輪機設置。当ビル商業施設利用目的のお客様が市道(消防活動空地)に駐輪しなければならない現状、点字ブロックがふさがれてしまう危険性を解決し良好で安全な市街地環境を確保したい。 |
| 千葉県 | 特定非営利活動法人 青少年地域ネット21 | 商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想 | 特区第4次提案により可能となる「道路上に設置した自転車の駐輪場」をNPO法人が設置し、駐輪時間に応じて価値の異なる地域通貨を領収書として発行する。地元商店街において一定基準による割引等を実施し、地域通貨として流通させることで、放置自転車対策及び地域経済の活性化を図るもの。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|------------------------------|---|---|
| 東京都 | 大成建設株式会社 | まちづくりのための渡り廊下設置基準の緩和 | 都心部では、道路を挟んで建物が向かい合っている場合等に、お互いの建物を渡り廊下で接続することが「都市の回遊性、防災性の向上や街中のバリアフリー、道路上の歩車交錯の回避」などに有効である。しかしながら、建築技術の進歩により、建物は高層化かつ大型化しているにもかかわらず、渡り廊下は一層のみ、その箇所数も最大2箇所と決められており、まちづくりに関する渡り廊下の機能が十分に生かされていないのが現状である。そこで、渡り廊下設置に関する必要な安全上、保安上、衛生上の配慮は厳しく求めていくことを条件に、現行の許可基準に関して、通路の規模(階数、幅員)と設置数の制限を緩和する。 |
| 東京都 | 個人 | (株)大田駐車場 | 2級河川呑川の汚染状況を改善するためには、その資金調達が必要となる。蒲田駅周辺の無断駐輪を排除しないと、交通の安全が確保できない。駐車場駐輪場を作ることで、交通の安全が確保され、その資金によって呑川の汚染が改善される。法令の規制がある限り、土地の確保が難しいだけでなく多大な費用がかかり、ひいては使用負担が高くなり実現が不可能となる。 |
| 東京都 | 個人 | 地震による堤防決壊等の水害時に一時的に高さ制限を越える防災建築構想 | 災害及び災害弱者が急激に増加している現在、災害への備え(消防庁、国土交通省等資料)・建物補強程度の備えでは救済出来ないと考える。台風、地震による堤防決壊によって濁流発生時にシリンダージャッキを作動させ建物を上昇させることで、災害弱者を救出する。 |
| 神奈川県 | 名越切通一体地域/巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会 | 「世界遺産都市の観光とまちづくり…古都特区」構想 | 古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。 |
| 兵庫県 | 尼崎地区6ロータリークラブ | 民主体による放置自転車撤去構想 | 民主体による放置自転車撤去構想 都市部である尼崎市では、放置自転車数も多く、街並みの景観の損失、通行の妨げ等の結果を招いている。そこで目覚ましい効果がなく、非効率性が見受けられる現在の放置自転車対策の抜本的改善を図るため、放置自転車の撤去、保管、売却などに関する行為の権限を民間に拡大し、新たなコミュニティ・ビジネスによる雇用創出、利用者責任の促進を図るもの。なお、保管料についても一定の制限のもとに利益を上げることが出来るものとする。 |
| 愛媛県 | レトロバスを走らす会 | レトロバス構想 | 【えひめ町並博2004】も開催され、観光地として全国的に有名になりつつある内子。我々は、観光におけるソフトの充実と共に、住みよいまちづくりを目指してレトロバスを運行させています。(NPO法人化申請予定) しかし、実際に運行させる上で我々が目指す運行内容と法令等の現実には差があり、様々な問題が発生し、その対応に追われています。 高額な料金、乗降場所の不便さ、ご協力頂いているタクシー会社への負担、等それらを解決させるべく模索していく中、「特区」制度にたどり着き、提案・申請いたしました。 |
| 熊本県 | 個人 | 人吉市中心商店街活性化のための国道445号の「ひとよし型ボンエルフ道路化計画」 | 人吉市九日町中心商店街に買い物客を呼び戻し、既存商業者の意欲を喚起し、新規事業者の誘致や参画を促すために、国道445号を商店街の常設専用駐車場として使用する。 ・店先に気軽に気楽に停めれる常設駐車場を設ける。(駐車台数ではなく、如何に店先に気軽に気楽に駐車でき、利用し易いかがポイントである。) ・歩行者、車、緊急車がいつでも安全に快適に共存できるよう「ひとよし型ボンエルフ道路化計画」とし、国道の買い物公園化(パークモ-ル道路)を提案する。 |
| 大分県 | 別府銀座商店街振興組合 | 国際通り構想 | 当商店街では、別府市の国際性を活かした街づくりを目指して、国際色豊かな店舗を募集し、国際通りとして生まれ変わり、空洞化が深刻な中心市街地に活力を与えることを計画している。平成17年度事業として、商工会議所を事業主体に国庫補助事業である「中心市街地空き店舗対策事業」の申請を予定しているが留学生からの出店要望も多く見受けられ、この事業への参画が大いに期待できる。今回の提案により、留学生のより積極的な参画が可能となることで商店街の国際化に大きな力となり、中心市街地の活性化への効果が大いに期待できる。 |
| 大分県 | 個人 | 「県央都市計画青白特区」構想 | 国と地方及び官民のいわば十字路口に立つ市町村が、国や官が定める根幹的な行政計画と地方や民が定めるまちづくり計画の整合と調和を通して、キャッチアップや横並び的ではない自律的な都市計画行政を展開しようというもの。国土法に基づく五地域区分をはじめとする土地利用計画とこれによる重層的な地域指定を規制や制限の手段ではなく地域の活性化や魅力づくりの道具として専ら創造的に活用することを意図するとともに、全域計画と地域計画あるいはマスタープランと詳細計画といった計画間にある相補的な関係をその作成主体の連携にまで発展させて「国と地方及び官と民は上下主従ではなく対等協力のパートナーである」ことを実践する試みである。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|--------|--------------------------------|--|
| 11 | 地方行革関連 | | < 30件 > |
| 北海道 | 新得町 | 民間活力を導入した行政コストの削減 | 地方行革を進めるにあたり、民間資本やノウハウを活用することより、行政コストの削減を進めていかなければならない状況にあります。現在、地方公共団体では施設や住宅等を数多く所有していますが、その維持管理経費は地方財政を今後さらに圧迫する見込であり、その施設を民間に売り払うことを検討しているところでもあります。しかし、地方税法第73条の2の規定により不動産を取得した者は不動産取得税が課せられるため、民間資本が公有財産を取得する大きな障害となっております。 ついては、地方行革の推進のため、民間が公有財産を取得する際の不動産取得税や登録免許税を非課税とし、地域経済の新たな産業の創出を図るものであります。 |
| 青森県 | 青森県 | 医師の新たな採用配置機構創設特区構想 | 県外からの医師等を県職員として採用し、県内各市町村の病院・診療所に長期的に派遣・配置する新たな機構を創設するに当たり、当該医師の退職金の取扱いについては、地方自治法第252条の17第3項の規定にかかわらず、受益者負担及び公平の観点から、派遣・配置を受ける各市町村の負担とすることとし、もって医師の新たな採用配置機構の創設を図り、医師の確保及び定着を図るものである。 |
| 茨城県 | 茨城県 | 投票率向上のための期日前投票所の閉鎖時刻繰下げ構想 | 選挙当日に所用があり投票に行けない人にとっては期日前投票の制度があるが、現行の法制度の下では、期日前投票所の閉鎖時刻は最大午後8時までとなっており、遠距離通勤者や仕事等で多忙な人にとっては利用しづらい制度となっている。このため、こういった人たちの投票機会の確保や投票率の向上などといった観点から期日前投票所の閉鎖時刻を2時間の範囲内で繰り下げることができるよう提案するものである。 |
| 埼玉県 | 草加市 | 定住外国籍市民への地方参政権付与 | 特区の認定を受けた地方公共団体において、当該地方公共団体に定住している外国籍住民に参政権(選挙権)を付与する。本件は、総務省回答のとおり国会で審議されているところであるが、わが国の制度の根幹に関わる問題であることを反映し、与党間の協議においても、審議の方向性が定まらないまま長期間経過していると承知するところである。そのような議論が行われている中でこそ、地域を限定した「特区」として実証して行くことが有意義と考える。この趣旨のもとに、改めて特区として提案するものである。 |
| 埼玉県 | 草加市 | 職員リクルート特区(臨時的任用職員への正式任用機会の提供) | 臨時的任用職員については、地方公務員法第22条第6項において、「臨時的任用は、正式任用に際していかなる優先権を与えるものではない。」とされている。この現行規制の特例として、所定の試験制度により採用した臨時的任用職員について、一定期間の勤務実績があり、勤務成績が良好で、任用しようとする職の遂行能力が特に優れていると実証されている者の中から、競争試験を経て正式任用を行うことができるようにする。これにより、臨時的任用職員の志気高揚と、優れた人材の確保をはかるものである。 |
| 埼玉県 | 草加市 | ノンストップ地方行政特区(複数年度ローリング予算制度の導入) | 草加市では、地方自治法に規定される基本構想のほか、基本計画についても条例により議会議決のもとに定めることとなり、財源見通しを踏まえた5カ年基本計画を策定し、そのもとに個別事業計画と各年度予算とをリンクさせている。これを土台として複数年度予算を編成し、これを毎年度ローリングしていく方式を採用する。これにより、事業執行上、年度区分による休止等の制約が生じない「ノンストップ行政」を実現する。 |
| 埼玉県 | 埼玉県 | 不動産取得税課税資料収集効率化構想 | 本県では、厳しい財政状況の中、雇用対策、中小企業・ベンチャー企業の支援、少子・高齢化への対応などが急務となっている。税務事務については、税収増に努める一方で徴税費の節減が求められており、不動産取得税課税資料収集事務の経費を節減するとともに早期課税に結びつけるため、法務局でコンピュータ処理された不動産登記データを課税資料として電子データで提供してもらうことを提案する。この提案が実現されれば、早期課税が可能となり、確実に税収が確保できることにより、県政の重要課題に積極的に取り組み、県内経済の活性化を図ることができる。また、市町村の固定資産税課税事務や法務局の市町村通知事務の業務省力化が図られる。 |
| 埼玉県 | 埼玉県 | 個人県民税徴収促進化構想 | 地方税法第47条第1項に規定されている「個人県民税徴収取扱費交付金」は、法定の算定方式により算定された金額の合計額を県が市町村に交付するものである。この算定基礎の一つ「道府県に払い込まれた金額に政令で定める率(百分の七)を乗じて得た金額」について、実際に市町村が個人県民税の賦課徴収事務に必要な経費相当として不足が生じない範囲で設定した新たな交付率により交付額を算定し、法定の交付率(百分の七)により算定された金額との差額の合計額を原資として、個人県民税の「徴収率」など、徴収努力の度合に応じて交付する部分を設け、この交付金が市町村における個人県民税徴収率向上のインセンティブとなるようにする。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|-------|------------------------|--|
| 千葉県 | 市川市 | 寄附金特区 | 市に対する寄附金を奨励するため、その公益性から寄附した者の翌年度の個人市民税について、寄附金額を限度に減免する。 |
| 千葉県 | 市川市 | プライバシー保護特区 | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、現状ではダイレクトメールの送付等に多く利用されているが、同閲覧の請求を、公的機関が職務上必要とする場合に限定することにより、市民のプライバシーの保護を高め、個人情報の流出を防いでいく。 |
| 東京都 | 町田市 | 徴税事務委任拡大構想 | 町田市では、退職後の元職員を再雇用嘱託職員として雇用し、その事務経験を活用しています。また、国税や都税出身者を指導者として活用することなど、経験者の税務事務への従事が期待される中、現行法下では、嘱託職員は徴税吏員に委任(任命)できず、地方税賦課徴収等事務を行うことができません。嘱託職員についても、徴税吏員に委任(任命)できるよう特区認定を目指します。これにより、常勤一般職員(いわゆる正規職員)や再任用職員に限定せず、嘱託職員の配属も可能となり、職員数の適正化を図ると同時に、貴重な経験や知識を活用することができます。また、市の税収が落ち込む中、正確な課税や徴収率向上への取り組みの強化を行います。 |
| 東京都 | 稲城市 | ライフサイクルコスト重視の行財政経営 | 現在、公会計制度は単年度独立主義を用いており、契約もまた単年度契約が原則とされている。また、一般競争入札、指名競争入札では最高または最低の価格をもって申込をしたものを契約の相手方にするとされている。ライフサイクルコストを重視するために、例えばITシステムの開発及び保守などを自治体の判断で複数年度契約できるものの範囲を定め、併せて、入札については複数年度のキャッシュフローを重視しDCF法を用いた現在価値換算後の数値を比較に用いることができるようしたい。 |
| 神奈川県 | 小田原市 | 水道事業民間委託化特区構想 | 地方自治体の実施している事業のうち、水道事業について、事業計画、運営のソフト面全般から、施設管理のハード面まで、全面的に民間委託することにより、民間の活力、経営効率を取り入れ、行政のさらなるコスト削減が可能と思われる。 また、民間に対して新たな活動分野を提供することにより、地域経済の活性化に資することが期待される。 |
| 神奈川県 | 小田原市 | 土地利用活性化特区構想 | 土地開発公社が先行取得した事業用地、代替用地については、用途が限定されている。そのため、事業計画の見直し等に、柔軟に対応できず、長期間処分のできない用地を保有し、土地利用の硬直化と借入金の利子負担増加の原因となっている。 法律上限定された用途に限らず、処分を可能とすることにより、事業計画の見直し等に柔軟に対応し、借入金の利子負担の減少により、地方財政への負担軽減が可能となる。 また、優良宅地の供給による定住化の促進、新たな土地の利活用による民間企業の経済活動への一助となることが期待される。 |
| 新潟県 | 新井市 | 日本郵政公社を利用した市外市税債権の確保構想 | 日本郵政公社に対し、市税の徴収委託を行うことができるよう主に次を提案するもの。 地方自治法第243条において、私人の公金取扱いの制限を撤廃する。 地方税法第20条の4において、他の地方団体以外に日本郵政公社に徴収を委託できるよう規制を緩和する。 日本郵政公社法第19条において、業務の範囲に「地方団体の委託を受けて、税の徴収を行うこと」を加えること。 |
| 石川県 | 羽咋市 | 家族の郵便窓口代理申請特区 | 本市は窓口業務のサービスの向上のため、午後7時までの窓口時間延長を行い、平成15年8月からはワンストップサービスを開始し、同時に郵便局において各種証明書の発行を実施している。 現在、郵便局での各種証明書の発行の際には請求者を本人に限定し、本人確認を行うこととなっている。例えば身体が不自由な高齢者本人に代わり家族が請求に来ても、発行できない状況がある。特例措置により同一世帯の家族でも発行をできるようにする。結果、市民が享受できるサービスが拡大される。 |
| 長野県 | 長野県 | 市民政府特区 | 市民との協働により行政サービスの向上を図ることが必要な時代にあって、本来市民のために存在すべき地方自治体に市民の意思が的確に反映されない事態が生じている。職員の勤務形態の多様化を更に進め、部分休業、休職ができる範囲・期間を広げることにより、市民が多様な形態で直接行政運営に参画する道を拓く。そして、「市民のための政府」という本来あるべき姿を取り戻し、しかも効率的な行政運営と雇用の拡大を実現する。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|-------------------|---|--|
| 岐阜県 | 多治見市 | 公共事業用地の買収に付随する代替地取得(租税特別措置法第34条の2 二に規定する収用等の対償に充てるための土地の買取り等)の範囲の拡大 | 道路改良事業用地の取得にあたり、共同住宅やテナント入居者等が被補償者となるケースが増加している。これを機会に入居者が自己店舗等用地を取得しようとする場合、土地に対する損失補償がないため当該土地の提供者に対する税的な特がない。 こうした場合においても当該土地提供者に対し現行の店舗等占有面積の取得に係るものについては租税特別措置法第34条の2 二を適用するものとする。 |
| 岐阜県 | 多治見市 | 公益作業従事による美化推進のまちづくり | 地方自治法により、普通地方公共団体の条例に違反した者に対し、過料を科することは認められていますが、労働を伴う罰則規定を設けることは想定されていません。地域の美化環境を促進する場合、違反したものに対し過料を科しても、本人の意識や行動の改善はあまり期待できないばかりか、害された環境を修復するためにも公費を支出することになります。しかし、地域美化に関する公益作業に一定時間従事するという労働を科すことにより、美化環境維持の大変さや大切さを感じることができ、意識改革につながると考えられます。 |
| 岐阜県 | 多治見市 | 郵政官署による市町村事務受託特別区域 | 市内に10箇所のサービスセンター(地区事務所)を設置し、61種類にわたる事務を取扱い、年間13万件の利用がある。しかしながら効率的な行政運営の視点から整理統合が必要となりサービスを低下させない整理統合の方法として特定郵便局への委託を検討したが、平成13年に成立した郵政官署法では郵政官署で取り扱うことのできる地方公共団体の事務が制限されている。郵政官署法での取扱い可能な事務を、市の地区事務所を取り扱う57事務に拡大することにより、取り扱う事務量の少ない地区事務所事務を特定郵便局に委託し、住民サービスを低下させることなく事務の合理化を図る。 |
| 愛知県 | 豊橋市 | とよはし行政サービスアップ構想 | 市民に必要な行政サービスを自らの責任で判断し、市民満足度を高めた行政サービスの提供に努めることを主目的とする。そこで、健全で効率的な自治体運営を行うため、費用対効果を高め、PFI事業などによる「行政運営の効率化」「適切な市民サービス」、情報を共有することによる「市民との協働」、地域活性化による増収はもとより、滞納地方税の回収促進を含めた「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、雇用の創出、効率的な行政サービスの提供等により地域の活性化を促進する。 |
| 京都府 | 京丹後市 | 市民との共生によるまちづくり特区 ～国境を越え、京丹後市のまちづくりでひとつになる～ | 公職選挙法第9条第2項で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は日本国民に限られているが、本市の議会の議員及び長の選挙について、国籍要件を永住外国人にまで拡大する。なお、市の議会の議員の選挙権を有することとなれば、民生委員法第6条の規定により永住外国人も民生委員(注:身分的には非常勤特別職地方公務員)の推薦を受けることができる対象となる。選挙権の付与が実現すれば、民生委員資格も自動的に付与されるものであるものの、要求上は、両件は各個のものであるので、民生委員法第6条の国籍要件の緩和(永住外国人への適用)を選挙権付与とは別掲して求めるもの。 |
| 鳥取県 | 鳥取県 | 独立行政委員会自由化特区 | 今日、部落差別や女性に対する暴力、子ども、高齢者、障害者への虐待をはじめ、さまざまな人権侵害が発生しており、その内容も多様化。本県独自の人権救済制度「鳥取県人権救済推進委員会(仮称)」の設置を検討中であるが、この委員会は県職員が人権侵害を行った場合も迅速かつ公正な人権救済を図るため、知事等執行機関から組織及び権限が独立していることが必要。独立行政委員会とすべき。 しかしながら、このような知事の附属機関でない行政委員会を設置することは現行法上不可能。 県が独自に条例で行政委員会を設置できるものとし、実効性ある人権救済を図るため、鳥取県人権救済推進委員会(仮称)をこれに位置づける。 |
| 鳥取県 | 鳥取県 | 宗教法人が所轄庁に提出する書類の簡素化特区 | 現行制度では、宗教法人は毎年、当該宗教法人の事務所に備え付けられた書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととなっているが、これらの書類の中には所轄庁である鳥取県として提出を受ける必要がないと考えられるものも含まれている。また、書類提出を義務付けることにより宗教法人に課す負担は必要最小限であるべきと考える。 よって、鳥取県が所管する宗教法人が県に提出する書類は、県が宗務行政を行うにあたって必要最小限の書類に限ることとし、その他の書類は条例によって提出不要とすることができる特例を提案する。 |
| 鳥取県 | 鳥取県納税貯蓄組合総連合会、鳥取県 | 納税貯蓄組合活性化特区 | 時代の推移や社会情勢の変化に伴い、納税貯蓄組合及び連合会が目指す活動の重点は、健全な納税思想の啓発による納税者の自立的な納税の推進に移っているにもかかわらず、法律に明文化されている組合の目的を「文字どおり」捉えていることから納税道義を高めるための幅広い組合活動が制約されている。このため、法に規定する納税貯蓄組合の目的に「納税道義の高揚を図る事業」を明記し、組合が行う地域等の実情に応じた自主的な活動を可能とするとともに、このような事業についても行政による適切な支援が行えるように補助金の交付規定を見直す。 |
| 広島県 | 三次市 | 若い力で“みよし”を改革特区 | これからの地方主権時代においては、住民・企業・行政等、地域のあらゆる担い手が自主自立の地域社会を創造する時代である。 このような時代においては、市長及び市議会議員を選出する選挙権の規定についても当然、地域の自主性に委ねられるべきものである。 本市においては、満18歳以上の市民に対して選挙権を付与することにより、若者の政治参加・社会参加を促進するとともに、地域社会の担い手として当然に有しているべき投票する権利を保障するものである。 若者が直接地方政治に係わることにより、自らの夢や願いを実現させ、本市がめざす「住んで誇りに思える未来都市」の実現につながるものである。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|--------------------|----------------------------|---|
| 佐賀県 | 佐賀市 | 電子自治体構築のための職員給与等の支払い効率化特区 | 全職員への給与・賃金等の支給については、本人の意思に関係なく、全額を本人名義の預貯金口座に振り込むことができるようにする。そのために、「通貨」払を規定している現行法(「労働基準法第24条第1項」及び「地方公務員法第25条第2項」)の適用基準を緩和する。 |
| 長崎県 | 長崎県 | 公の施設の指定管理者に対する地方公務員の派遣容認特区 | 指定管理者制度を適用し、民間事業者が管理運営主体となった「公の施設」において、運営にあたって高度な専門的知識を要するものもある。この場合、必要に応じて地方公務員が民間事業者の中に加わり、指定管理者と行政が密接に連携して管理運営に当たることにより、指定管理者制度の目的を果たすことができる場合がある。このため、指定管理者と行政が密接に連携して、「公の施設」の管理に当たることが可能となるよう、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に規定する公益法人等に、「公の施設」の指定管理者となった民間事業者も含めることを提案するものである |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 固定資産評価事務の外部委託 | 現在、各市町村が行っている固定資産税の評価を、市町村職員以外の者が行えるような特例を導入し、評価実務の外部委託を行う。それにより、行政コストの削減(人員削減等)、評価事務のより一層の適正・公平化、市町村間の評価の均衡化、地域の活性化(新規雇用の創出等)を図る。 |
| 三重県 | 三重県議会議会改革推進会議 | 二元代表制下の議会活性化構想 | 住民が首長、議会をともに直接選挙することとした憲法第93条の規定は、我が国の地方自治制度が二元代表制であることを要請するもの。地方自治の本旨に基づき地方自治法(以下「法」という。)による規制を緩和することにより、二元代表制の趣旨を明確にし、県議会を活性化して県政への住民参加の促進を図る。緩和する規制 県議会の招集権を議長に付与し、自律的集会を可能とする。 県会議員が複数の常任委員会への所属することを可能とするとともに、県議会議長が常任委員会に所属しないことを認める。 県議会への附属機関の設置を認める。 知事の専決処分要件から「地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、」を削除する。 |
| 12 | 環境・新エネルギー関連 | | <20件> |
| 北海道 | 占冠村 | トクトク下水道事業占冠特区 | 北海道占冠村は、広大な面積に1,500人の行政人口という小さな村である。観光地トマムの開発で下水道事業が今から20年前に緊急課題となった。農林水産省と建設省(現在国土交通省)の二つの下水道事業を検討した結果、下水道法によって実施することによって、維持管理を行っている中で、農林水産省の補助事業として実施したら負担を軽減することができるという内容に直面しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。要望内容 処理水質はBOD 20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする |
| 青森県 | 青森県 | 環境・エネルギー産業創造特区構想 | 国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、あおりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。 |
| 山形県 | 新庄市 | バイオマス由来燃料による地域循環構想 | 新庄市は、玉川大学新庄バイオマスセンターを誘致し、連携を取り事業を進めている。その中で、バイオマスエネルギーの取り組みということで、E3ガソリン混合燃料による地域循環の取り組みをおこなっており、現在、公用車で行なっているが、17年度から、地域住民の自動車にも実証の取り組みを広げ住民参加型としていきたい。そのため、地域循環型のE3燃料の普及を効率的に行うために揮発油税の課税手続としての非課税の手続き(未納税移出)を現行ではガソリン製造業者(元売り業者)が原料として移出する場合のみ、認められている。今回、E3製造と利用する立場から、地域の実情に応じた課税手続が行えるよう、提案する。 |
| 福島県 | 昭和村 | ソイルエネルギーからむし特区 | 昭和村は、昔から本州唯一のからむしの生産地として知られている。高品質のからむしを栽培するには、人糞が必要となる。小野川地区200人の集落を対象に、住宅から排出される水洗トイレの原水と雑排水を配管にてからむし栽培区域に収集し、一次処理として沈殿分離槽を設置し、上澄液をニミトレンチにて、からむしへの液肥として供給する。沈殿分離槽に堆積した汚泥は、春焼畑の後に、からむし栽培区域にまんべんなく散布する。このように人間が排出した汚泥や人糞を肥料として施肥することができると、からむしの繊維を昔のように高品質なものとして確保することができる。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|------------------------|-------------------------------|--|
| 埼玉県 | 八潮市 | 廃棄物の定義追加による建設残土の投棄防止構想 | 八潮市はここ数年来、首都圏で発生した「建設残土」が大量に市内に投棄される問題に悩まされてきた。そして、この防止策として、罰則規定のある条例の制定を計画した。ところが、条例に罰則規定を設けるには検察庁との協議を必要とし、その協議の結果「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)第2条第1項に定義する「廃棄物」の中に「建設残土」の文言がないため、罰則規定の設定は不可という回答を得た。また、この意見は環境省の見解によるとのことであった。そこで、当市では、市全域を構造改革特区とし「廃掃法」の定める「廃棄物」の定義の中に「建設残土」を追加してもらえよう提案するものである。 |
| 長野県 | 長野県、長野県地球温暖化防止活動推進センター | 相乗り通勤特区 | 相乗りによる通勤時の災害を通勤災害と認めることにより、地球温暖化ガスの排出量の大きい自動車通勤による排出量の削減を図る。 |
| 三重県 | 亀山市 | 市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想 | 地域の自然環境、活性化及び公益(自然、保健衛生、災害)を保全するためには、地元自治体や住民の主体的行動及び権限が求められます。一方で鉱業法は、許認可権限が国(経済産業省)にあり、地域の意見を十分に汲み取った許認可がなされているものではありません。地方分権が叫ばれ、産業優先の時代から環境重視の時代に移行した現在では、地域の自然環境と産業振興のバランスを地域の自治体及び住民自らの責任において判断し、地域計画との整合を図り地域活性化を促進し、水源保護を始めとする地域の公益性を確保するため、鉱業権設定の出願がなされた地域自治体が積極的に国に意見具申を行う方法について提案する。 |
| 京都府 | 園部町 | トクトク下水道事業園部特区 | 京都府園部町は、16,000人の行政人口の町で、ほぼ全域の下水道整備を推進しているところである。町の中心地8,000人は流域下水道に接続し、周辺地区8,000人を8つの終末処理場で運転を行なっている。国土交通省で2ヶ所の補助事業を実施しているが、農林水産省で6ヶ所建設している終末処理場の運転管理と比べると法的運用によって維持管理の負担が増加しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。 要望内容 処理水質はBOD20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする。 |
| 鳥取県 | 鳥取県 | 小規模温度差発電研究開発特区 | 鳥取県には各地に温泉があり、捨てられている湯も、地球温暖化防止のための新エネルギー(温度差発電)として利用できる。 フロン等の媒体を用いた熱サイクル温度差発電設備を設置する場合には、電気事業法により事前の工事計画書の作成、設置後のボイラー・タービン主任技術者の選任等の規制があり、火力発電所(汽力発電所)と同等とみなされている。簡易な構造で低出力な設備であっても、火力発電所と同じ手続きが必要となり、温度差発電設備の研究開発を困難にしている。 このため、研究開発用の小規模温度差発電設備については、一般用電気工作物(安全性が高い電気設備)として設置できるようにするものである。 |
| 福岡県 | 香春町・株式会社香春町浄化槽整備事業 | 効率的な浄化槽の維持管理と法定検査特区 | 従来、下水道等の補完的存在であった浄化槽も、性能向上と経済性から恒久施設として認知され、近年浄化槽を市町村で整備する手法が主流となりつつあるが、現浄化槽法は個人設置型を対象にしたまま継承され、市町村設置型の場合に、同法第7条及び第11条に既定される法定検査において、矛盾や非効率な部分が歪として露呈している。16年度より本町が導入したPFによる整備手法では、その歪がさらに影響しており、市町村設置型における7条検査の免除並びに11条検査の抜き打ち検査化及び検査項目をBODのみとする簡素化は、事業の効率化を図り、市町村による浄化槽整備を促進し立ち遅れた水質保全の進展に寄与するものと期待する。 |
| 長崎県 | 長崎県 | イノシシ対策狩猟免許特区 | 箱わなの適切な使用を通じ、野生鳥獣の適正な生息数を管理し、生活環境、農林業又は生態系に係る被害を防止する。また、専門性を高めることにより、安全の確保にも配慮する。 |
| 茨城県 | NPO霞ヶ浦浄化連 | 泳げる霞ヶ浦実現目的の水上農業開発と循環型社会システム構築 | その昔霞ヶ浦は泳げました、再びあの霞ヶ浦を流域住民の力でとり戻すプロジェクト提案です、私たちNPO霞ヶ浦浄化連のメンバーは平成9年度の民産学官の水質改善プロジェクトに参画し、浄財とボランティアで実証実験継続遂行し「データと力」を蓄えてきました。毎月の地方紙に意見広告を掲載し、PRに努力しています。霞ヶ浦に流入する56河川の川口に湖内湖を設け合計1千haの筏上で植物を栽培しチッソ燐等の栄養塩類を回収して富栄養化の霞ヶ浦を泳げる湖にします。其の収穫物を活用し、キノコ産業の立上げや車、住宅の内装材などの地場産業を創出、千人単位の雇用が期待できます。霞ヶ浦流域に水質系循環型社会を築きましょう。 |
| 埼玉県 | NPO法人志木の輪 | 住民による自家用車共同使用に関する規制緩和 | 志木ニュータウンでは、長年の駐車場不足問題の改善を目的として、「住民による自家用車の共同使用」を5月より実施中であるが、実際にやってみても現状の共同使用の手続きは手間が掛かり過ぎ、普及、継続するのは大変困難。一般的に見ても現手続き規制は、善良な共同使用意識の拡大を阻んでおり、小規模カーシェアリングの普及の妨げになっている。そこで、特例として、公益性の有るこの「地域住民による共同使用」に対し、「手続きの簡素化」あるいは「自家用車の共同使用の許可規制の撤廃」を提案。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|------------------|---------------------------|---|--|
| 東京都 | 全国食品リサイクル事業協同組合 | 食品廃棄物リサイクル特区 | 食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において、食品廃棄物排出企業が協力して組合を設立し、再資源化商品生産工場を建設することで投資負担を低減化し、量の確保により再資源化商品ユーザーに安定的に飼肥料等生産品を供給する事業を行う。食品廃棄物を原料に生産される飼料は、トウモロコシと同等以上の栄養成分を持つことから、安定した供給と価格を実現することで飼料コストの低減効果を持ち、養豚事業の採算性を向上させる。また、食品廃液を排出企業別に保管し、内容成分を把握しベストミックスすることで、施設園芸等に使用可能な高品質な堆肥を生産することが出来る。 |
| 東京都 | 土壌浄化法事業推進連合会 | スリム下水道事業 | 国土交通省の補助事業として実施する終末処理場は、農林水産省の終末処理場の運転管理と比べると法的運用によって維持管理の負担が増加しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。 スリム下水道事業は、これから下水道を国土交通省の事業として実施する場合に、財政的負担を軽減するために、下記の要望内容を組み合わせた下水道事業のことを指している。 要望内容 処理水質はBOD20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする。 |
| 東京都 | 土壌浄化法事業推進連合会 | トクトク下水道事業 | 国土交通省の補助事業として実施している終末処理場は、農林水産省の終末処理場の運転管理と比べると法的運用によって維持管理の負担が増加しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。 要望内容 処理水質はBOD20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする。 |
| 愛知県 | 愛知県政策研究セミナーCグループ | めざせ！未利用バイオマス・リサイクラー！ ～環境先進県から循環先進県へ～ | 愛知県では「愛知県リサイクル資材評価制度」を発足させ、評価基準に適合するものを「あいくる材」として認定し、県などの公共事業で率先利用する取組がなされている。リサイクル資材が「あいくる材」として認定を受けた場合は、「あいくる材」の材料となる一般廃棄物を収集又は運搬する場合の許可を不要とすることで、「あいちエコタウンプラン」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」などを推進し、環境先進県から循環先進県をめざすことができる。特区認定後は、「あいくる材」開発のための事業者の創意・技術力の向上、雇用拡大、県民の循環型社会形成に対する意識の高揚等が見込まれる。 |
| 愛知県 | 個人 | 戸建住宅による水道、ガス、光ファイバーの道路工事取付け施工構想 | 水道、ガス、光ファイバー道路取付け一括管理、1物件道路占用、使用許可1申請、1物件一括道路施工、光ファイバー事業の拡大による戸建住宅の防災防犯設備の普及 |
| 愛媛県 | 個人 | 太陽光発電住宅建設のための定期借地権付土地開発推進事業 | 市街化調整区域における土地開発を、地球環境保護や良好な住環境確保に関する条件を満たした場合、1haからでも住宅が建設できるよう許可する。 |
| 埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県 | 日本ニュービジネス協議会連合会、シダックス株式会社 | 食品廃棄物の広域リサイクル事業 | シダックスグループでは動脈産業(製品、サービス化)と静脈産業(廃棄物再利用)が一体になった形でのリサイクルを進めている。店舗で発生した食品廃棄物を凍結させて冷凍の回収専用室を設置した食材の輸送車の帰り便で回収し、リサイクルを展開したい。廃掃法施行規則第6条の2の規定する特例措置を講じ、食品リサイクル法第20条を緩和することによって当社だけでも年間2万トンの廃棄物のリサイクルが進み、フードサービス産業全体で焼却、埋立処分されている年間800万トンの食品廃棄物の再利用、回収に伴う化石燃料消費、CO2排出の削減が可能となる。 |
| 13 | 国際交流・観光関連 | | < 18件 > |
| 北海道 | 新得町 | 観光を視点にした地域活性化 | 地方税法第348条第2項第5号において、公共の用に供する道路は非課税となっており、法令に明示されていないが、「日本道路公団は将来投資費用の回収によって将来料金を無料にする」ことを前提に、(行実昭33.2.18、昭35.7.30)通達で現在非課税となっている。しかし、日本道路公団の民営化移行に伴い、その非課税となっている無料化の前提が消滅したと判断するものであります。ついては、日本道路公団を課税客体として、単なる通過町が課税を行い、その税収を財源として地域経済の再生に必要な不可欠な高速道路の有効な利活用施設である、地域活性化ICの整備費用に充当するものであります。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|---------|----------------------|---|
| 福井県 | 越廼村 | 越前水仙の里活性化構想 | 福井県越廼村は、農水産業と観光産業を主産業としており、越前水仙をはじめとする特産品を活用したまちづくり「越前水仙の里」構想を進め、国道を通過する観光客を取り込むための環境整備と観光ソフト開発を行っている。本村は、海岸線の間際まで山が迫り、利用可能な平地は極めて少ないという地形的な特徴を有しており、村内を通る国道305号は国定公園の公園事業道路としても指定されているため、自然保護法の規制により国道周辺の土地の有効活用が阻まれている。このため、国定公園の特別区域内の建築物が道路から離れるべき距離の基準を5mとする特例を設け、地域の特産品を活用した観光振興を図ることにより、地域の活性化を図る。 |
| 愛知県 | 豊橋市 | とよはし国際交流構想 | 本市は、(財)豊橋市国際交流協会を中心に積極的に国際交流事業を推進しているが、(財)豊橋市国際交流協会は「特定公益増進法人」に該当しないため、賛助会費及び寄付金に対する税法上の優遇措置がなく、個人・法人が賛助会員・寄付金を行うインセンティブがない。国際交流分野における「特定公益増進法人」は、都道府県及び政令指定都市所管の国際交流協会に限定されているが、事業内容に特段の違いはないものから規制の緩和を要望する。 また、本市は中国江蘇省南通市と友好都市提携を交わしているが、友好都市提携に基づく訪問団に対しては、友好都市との人的な交流を拡大する観点から短期滞在査証の免除を要望する。 |
| 京都府 | 京都府 | 「京都海外人材特区」構想 | 大学等が特に推薦する学力優秀な留学生及び研究者について、入国審査の際、経費支弁関係資料を簡素化 短期滞在等で滞する学者や研究者が、一定期間継続して、報酬を得て講義、研究活動ができるよう、資格外活動許可を緩和 教員免許を有する海外人材や学校等で活躍する英語指導助手が地域の在住外国人に対する母語、母国文化の教育活動ができるよう、活動範囲を拡大 海外人材が国内企業でのインターンシップ(就業体験)を有償で実施できるよう、資格外活動許可を緩和 留学生等が大学卒業後に一定期間就職活動に専念できるよう、新たな在留資格を認定 |
| 島根県 | 西ノ島町 | 隠岐島バリアフリー化海上観光特区 | 全国的に高齢化社会となり、当地域においても高齢者や身体の不自由な観光客も増加している、これに対応するためにも観光船のバリアフリー化が必要となっている。昨年の規則の改正によりレジャー船の場合はトン数に関係なく(小型船舶の扱いをする)との規則の改正がされた、この規定を旅客船にも適用できるよう規制の緩和をしてもらうと究極のバリアフリー船を建造することができサービスの向上が図れ、観光産業の発展、他地域に先駆けた造船技術の向上などが図れる。 |
| 愛媛県 | 松山市、中島町 | 島文化あじわい特区構想 | 平成17年1月1日合併予定の温泉郡中島町は、瀬戸内海国立公園内に位置し、豊かな自然と文化を有し、柑橘と漁業が盛んな地域であるとともに、夏季のレジャー・スポーツや年間を通した釣りなどが楽しめる地域である。 また、本地域は、合併建設計画において「島文化あじわいエリア」と位置づけており、本地域の活性化のため、合併後において展開するイベントなどの様々な事業の受け皿として、宿泊施設の整備を促進を図るとともに、情報通信格差の是正を積極的に図るべくインフラ整備にも着手するものである。 |
| 長崎県 | 長崎県 | しま交流人口拡大特区 | 対馬は、韓国とは地理的にも歴史的にも関係が深く、また壱岐対馬国定公園に指定されているなど豊かな自然に恵まれている。この地域特性を活かし、現在韓国釜山との定期航空線の開設を行うなど、韓国との国際交流を柱に地域振興に取り組んでいる。昨年、韓国観光客の短期滞在査証の発給手続きの簡素化や構造改革特区研究開発学校設置事業の規制の特例を導入し特区計画が認定されたが、さらなる交流人口の拡大を目指すためには、短期滞在査証の免除が最も有効な方法であると考え、本提案の再提案を行う。また、60歳以上の個人観光客の書類の簡素化や、大学生団体観光客の査証免除なども、今回併せて提案を行うものである。 |
| 長崎県 | 長崎県 | 「上海～長崎」国際観光特区 | 本県の地域振興を図るためには、外国との交流を活発化し、交流人口を拡大させることが重要である。巨大市場である中国、とりわけ上海市は、北京市等と並ぶ一大マーケットである。上海～長崎間を週2便結んでいる定期航空路線は、中国と本県を結ぶ唯一の定期航空路線でもあるが、利用者数が減少していることから、中国駐長崎総領事館、CIQ施設の存続のためにも当路線の維持・活用が必要不可欠である。平成16年は、長崎・上海航空路線25周年の記念すべき年であり、これを機に双方向の交流をより一層深めるとともに、さらなる当路線の利用促進及び上海からの観光客増加による地域活性化を図るため、特区提案を行うものである。 |
| 宮崎県 | 宮崎県 | スポーツランドみやざき展開特区 | 宮崎県は温暖な気候や充実した施設等を活かして、数多くのスポーツキャンプやイベント等を実施しているほか、スポーツが盛んな土地柄であり、地域再生計画においても、スポーツを通じた地域活性化・県民主体の地域振興やスポーツを愛する国民の交流の場を目指しているところである。このため、円滑なスポーツイベント等の実施環境の創出を図る一環として、スポーツイベント等で過去に仮設工作物の設置の占用許可を受けた実績があり、申請内容の変更を伴わないものに限り占用許可を届出とする。これにより実施者の負担の軽減を図り、スポーツイベント等の更なる拡大を図る。 |
| 茨城県 | 潮来商工会 | 保税倉庫内における非課税での飲食及び販売 | 広域観光ルート作り(潮来市・鹿嶋市・佐原市)の潮来市としての目玉的な施設(商品作り)としたい。3市とも共通するのは観光、商業の衰退が問題となっている。当地域は、成田空港や鹿島港に近く水郷という立地条件もあり、伝統・文化・自然・産業遺産などの地域共有の財産や祭・イベント等を生かして集客交流サービスを図るものである。集客交流サービスには、地方自治体を始め、観光施設、宿泊施設、交通機関、商店街などの連携が重要となるが、連携することで地域の活性化につながるものと期待するものである。 |

| 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|-------|--|-------------------------------------|--|
| 東京都 | 株式会社東京総合研究所 | 賑い復活プロジェクト | 賑わい特区 地域流入人口増加を目的とし、特区内のみでの、ゲーミングを許可する。 |
| 東京都 | 株式会社東京リーガルマインド | GPSシステムの採用とシティガイド育成による地域観光産業活性化特区提案 | 外国人観光客の受け入れ態勢を整えるため、地域限定ガイド制度(シティガイド制度)を導入します。そして、通訳案内業法第3条の規制を緩和し、シティガイドも有料ガイドを行い得るものとします。特区に指定された自治体がシティガイドを多数育成することにより、「外国人が安心して訪れることのできる体制を整えている」ということを対外に対してアピールすることが可能になります。また、それを通じて地域経済の再生・活性化に寄与します。 |
| 東京都 | 特定非営利活動法人 日本フィリピンボランティア協会 | 介護分野への「フィリピン版青年海外協力隊(仮称)」受入事業 | この事業は、発展途上国へ人材派遣をするのと同じ発想で、発展途上国が日本の弱い部分に人材派遣をする2国間の人の補充事業である。当協会の現地フィリピン人のスタッフを、日本の特別養護老人ホーム、保育園、高齢者関係クリニック、福祉作業所で短期間(3ヶ月)受け入れ、体験学習をおこなう。体験学習ということで給与ではなく滞在費・渡航費を当協会が支給、財源は受け入れ側の当協会への賛助会費をあてる。介護分野での外国人受入のテストケースとして貴重なデータを提供する。当協会は今まで、フィリピンへ奉仕する活動を展開してきたが、日本の弱い福祉分野をフィリピン人が奉仕する活動として、今後このNPO活動を強めていきたい。 |
| 愛知県 | 特定非営利活動法人 0563.netNPO、日本語コンテンツ多言語化プロジェクト | 愛知県留学生特区 | 一留学生に対しては、一般的に、申請があった場合に、週28時間を超えない範囲内で、資格外活動に係る包括許可を与えているとともに、個別の申請に基づいて、本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めることとしているが、外国人留学生に認められている資格外活動としての就労時間を1週35時間に拡大する。 |
| 愛知県 | 特定非営利活動法人 0563.netNPO、エコ・コミュニティー研究会 | エコ・コミュニティー特区(現海と山を海苔網で繋ぐ環境リサイクル特区) | 利用しなくなった海苔網について、再生利用認定制度の品目に追加するとともに農家等への販売に当たり古物営業の許可を緩和することにより、当該廃棄海苔網の適正処理を促進し、自然環境の保全と循環型社会の地域づくりに資する。 |
| 山口県 | ふるさと萩食品協同組合”道の駅萩しーまーと” | 平成ふぐ維新 | 萩市は、明治維新発祥の地で観光の街である。しかし、観光客が年々減少しており、平成15年は、宿泊客が最盛時の53%まで落ち込んでいる。一方、萩の漁業の歴史は古く、年間160種以上の魚介類を水揚げし、アマダイやケンサキイカ、マアジ、さらに日本最大級のふくはえ縄基地を有し、高品質な天然ふぐの産地である。秋沖で漁獲されるふくは、主にシロサバフグ、マフグ、トラフグであるが、そのうちシロサバフグは魚体全体が無毒で、過去、国内での中毒事例は発生していない。現在、食品衛生法等により、禁止されているシロサバフグの肝を可食化することにより、萩の高品質な魚介類を全国に紹介し、地域経済の活性化を促進する。 |
| 愛媛県 | 住友化学株式会社 愛媛工場 愛媛ケミカルテクノ株式会社 | 外国人労働者育成および光学機能性フィルム産業発展構想 | 2005年8月に光学機能性フィルム工場の操業をスタートする住化電子材料科技(無錫)有限公司の現地オペレーターに対し、住友化学愛媛工場の光学機能性フィルム工場(当該業務は愛媛ケミカルテクノへ業務委託)にて技能伝承を図り、現地プラントの監督者として活用することを考えている。 この技能伝承により、国際人材交流 国内労働者の雇用確保 国内IT産業の発展にもつなげていきたいが、そのためには、当該職種の技能レベルを考慮すると、少なくともTOTAL3年間の研修・実習が必要である。 したがって、技能実習移行対象職種に含まれていない当該職種についても技能実習制度へ移行できるように規制緩和をいただきたい。 |
| 大分県 | 湯平温泉観光協会 | 古き良き湯治場文化再生構想(特定区間のバス運行に関する規制緩和) | 湯平温泉は、かつては大変賑わった温泉地ですが、近年、地域住民の過疎化が進み、観光地として致命的な程に交通アクセスが不十分な状況です。そこで、この問題解決と併せて話題性の提供を兼ねて、由布院～湯平間を、試験的に昭和42年製の「ボンネットバス」の運行を開始していますが、このバスの運行に関しては、現行法では必ず車掌の乗車が義務付けられています。今後この事業継続を想定した場合、土日祝日における車掌の雇用確保が困難であること、また途中停車場が1箇所しかない特定の路線であること等を鑑み、必ずしもこの区間においては車掌の乗車を義務付けない様規制の緩和を提案します。 |